特200
739

0043043000

0043043-000

特２００－７３９

学校経営概要

安中尋常高等小学校，安中町青年学校・〔編〕
碓氷郡安中尋常高等小学校

昭和１２

AHE

特200 3
5
739

學校經營概要

安中尋常高等小學校
安中町青年學校

特200
739

明正

泰安殿

教育ノ任ニ在ル者ニ下シ給ヘル勅語

健全ナル國民ノ養成ハ師表タルモノノ德化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

小學校教員精神作興ニ關シ下シ賜ハリタル勅語

國民道德ノ振作ヲ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

昭和十二年 帝國圖書館藏

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト云フヘシ。今夫小學校教員其ノ人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ　尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ醇厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ增進スルヲ得ンヤ小學校教員タルモノ宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其格守實踐スヘキ要歎ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニアル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ。

一、人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ　皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ德性ニ薫染シ善行ニ感化セシムルコトヲ努ムヘシ。

一、智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ知識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニアリ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲ナランヤ故ニ教員タルモノハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ。

一、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ惡習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ。

一、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智德ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ增進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偸安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ。

一、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜シク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其心身ノ健康ヲ保全シ以テ其務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ。

一、教員タルモノハ唯小學校教則中ニ揭クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ。

一、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テ之アラサルナリ。

一、師範學校ニ於ヲ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルモノナリ。故ニ教員タルモノハ從ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利弊ヲ考究取捨シ以ラ活用センコトヲ務ムヘシ。

一、人ノ心身及身體ノ組織作用ニ至リテハ教員タルモノ最モ意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精進センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令孜々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度忘作ノ弊ヲ免ルヽコト能ハサルナリ。

一、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タル者ハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス。

一、校則ハ校內ノ秩序ヲ靜肅ナラシムルニ止マラス兼テ生徒ノ德誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此趣旨ヲ體認シ以テ執行セサルヘカラス。

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト云フヘシ。今夫小學校教員其ノ人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ　尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ醇厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ增進スルヲ得ンヤ小學校教員タルモノ宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其格守實踐スヘキ要欵ヲ左ニ揭示ス苟モ小學校教員ノ職ニアル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ。

一、人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ　皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ德性ニ薰染シ善行ニ感化セシムルコトヲ努ムヘシ。

一、智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ知識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニアリ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲ナランヤ故ニ教員タルモノハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ。

一、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ惡習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ。

一、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智德ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ增進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偸安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ。

一、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜シク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其心身ノ健康ヲ保全シ以テ其務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ。

一、教員タルモノハ唯小學校教則中ニ揭クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ倏チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ。

一、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テ之アラサルナリ。

一、師範學校ニ於ヲ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルモノナリ。故ニ教員タルモノハ從ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利弊ヲ考究取捨シ以テ活用センコトヲ務ムヘシ。

一、人ノ心身及身體ノ組織作用ニ至リテハ教員タルモノ最モ意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精進センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令孜々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度忘作ノ弊ヲ免ルヽコト能ハサルナリ。

一、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タル者ハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス。

一、校則ハ校內ノ秩序ヲ靜肅ナラシムルニ止マラス兼テ生徒ノ德誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此趣旨ヲ體認シ以テ執行セサルヘカラス。

一、熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサル美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ。

一、學校ヲ統率スルニ殊ニ剛毅忍耐威重懇誠勉勵等ノ諸德ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ服スル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲナスアタハス。

一、生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛酷ノ失ナカランヲ要ス故ニ教員タルモノハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ渉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス。

一、人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラズ否ラサル時ハ獨リ幼童ノ德性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラルヽコト極メテ銳敏ナレハナリ。

一、教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ增ス所以ナリ

目次

一、沿革略誌　一
二、所在地　三
三、教育方針　三
四、教授に關する事項　四
(一)各科指導方針　二三
(二)教科過程　二四
(三)教授時間　二五
(四)教授細目　二五
(五)指導案　二三
(六)鄕土教育　二五
(七)職業指導　二五
(八)遠足及修學旅行　二五
(九)映畫教育　二九

(一〇)展覽會、學藝會……七九
(一一)掲示教育……八〇

五、訓練に關する事項

(一)訓練方針……八一
(二)訓練十則……八一
(三)訓練要目……八一
(四)校外自治團……八二
(五)自治會……八三
(六)個人訓育……八八
(七)其他訓練に關する諸施設……八九
1奉安殿拜禮……九一
2會禮……九一
3講堂訓話……九一
4儀式……九一
5校旗……九一
6諸檢閲……九三
7弔慰……九三

六、養護に關する事項

(一)養護方針……九三
(二)養護十則……九三
(三)健康教育學級の經營……九四
(四)學校給食……一〇一
(五)体育的施設……一〇三
(六)學校衛生……一〇五
(七)身体檢査……一一三
(八)監護當番……一一三
(九)兒童日直……一一四

七、職員に關する事項

(一)校務分掌、研究分擔……一一五
(二)研究、修養、其他……一一六
(三)勤務一覽……一一九

八、諸規程

……一二一

九、其　他
(一)安中町敎育振興會 ―――― 一三四
(二)安中町敎育振興會兒童圖書館 ―――― 一三六
一〇、靑年學校經營概要

一、沿革略誌

一、明治六年七月七日學制に從ひ、第一大學區弟十九番中學區第四十四番小學安中學校を創設し、舊藩邸內演武場を以て假校舍に充つ。
一、同八年安中學校を分離して、新に上野尻學校を設く。
一、同十一年一月下野尻學校新築成りて、安中學校より分離す。
一、同年五月五日安中、上野尻、下野尻、中宿、野殿、下秋間、古屋、間仁田、岩井の九校を六團結と稱す。
一、同日女兒生徒を舊邸內元十一大區々務所に移す。
一、同年七月二十六日六團結各學校保護役協議の結果、安中學校を以て團結本校とし、上等は委く本校に於て敎授することに決す。
一、同十四年十一月二十二日碓氷郡を十五學區に分ち、本校及び中宿、野殿、古屋、間仁田、岩井、秋間の七校は第五學區に屬す。
一、同十五年二月下秋間學校高等小學校の資格成りて、第五學區を離る。
一、同年二月六日野殿學校高等小學校の資格成つて、本校團結を離る。
一、同十六年六月一日安中學校新築落成式を擧ぐ。
工事日子四百八十餘日、總工費六千三百四十五圓。
一、同十七年九月一日中宿、野殿、間仁田、大竹、古屋の五箇村高等生を安中學校に集め、高等校の團結をなす。

一、同十八年九月十四日增築教場落成す。
一、同十九年三月二十六日十五學區の制を改め、碓氷第一高等小學校は本校内に併置せらる。
一、同二十年四月一日碓氷第一尋常小學校を安中尋常小學校と改稱す。
一、同二十二年四月一日碓氷第一高等小學校を安中高等小學校と改稱す。
一、同年六月六日郡吏員、町吏員、小學校長會同高等小學校並に尋常小學校の受渡をなす、之より安中高等、尋常の兩校は郡長の管理を離れて町長の管理に屬す。
一、同二十五年十月八日增築落成。
一、同二十六年六月六日安中尋常高等小學校と改稱す。
一、同四十一年四月十二日校舍新築落成す。
平屋建　二三〇、二五坪　二階建　二三五坪
總工費　三萬四千餘圓
一、同四十二年二月十二日當校創設以來の校長室橋信好退職す。
一、同年二月二十七日邑樂郡大箇野尋常高等小學校長川村欽作本校々長に任せらる。
一、同四十五年三月三十一日校長川村欽作轉任す。
一、同年四月より十一月迄學校長缺員の儘經過。
一、大正元年十一月三十日首席訓導金井忠吉本校々長に任せらる。
一、同二年三月三十一日金井忠吉職を辭し同日付を以て秋間校長より小井戸方三郎轉入す。
一、同十五年十月二十一日御眞影奉安殿を建設す。
一、昭和三年十一月三日講堂一八五坪を建設す。
一、同七年三月三十一日小井戸方三郎校長を辭す。

一、同日勢多郡大胡尋常高等小學長塚越朋治郎當校々長に轉任す。
一、同七年九月一日町長湯淺三郎氏學校治療室(金壹千餘圓)を講堂南側に建設して寄附す。
一、同九年一月二階建一六五坪の增築成る。

二、所在地

安中町大字安中二三八番地ノ一、外四八筆
東經　一三八度五四分
北緯　三六度二〇分
海拔　一六五米

三、本校教育方針

教育に關する勅語の御聖旨を奉体し、小學校令第一條の要旨に則り、忠良なる國民、有爲剛健なる公民の養成を期す。
以上の目的を達成する爲、特に强健なる身体の錬磨、誠實勤勉の德性涵養、創造生產能力の啓培、高尙典雅なる情操の陶冶に努む。

四、教授に關する事項

一、教授方針
一、各科教則の指示する所を熟慮し、要旨の徹底を期す。

二、常に兒童の實際生活を考慮し教授の生活深化に努む。
三、個性を尊重し、自發的創造的學習を强調す。
四、學校傳統の長所を尊重し、更に時勢の進運を參酌し、以て學級教授の方針を設定す。
五、學習を兒童の鄕土に即せしめ、環境による經驗を重視し、專ら体驗の助長に努力せしむ。
六、努めて學習の作業化を圖り、勤勞愛好の習慣を馴致す。
七、教材觀を確立し、教材の主眼の徹底を期す。
八、教材研究を十分に爲すと共に、教材と兒童との關係に對する考究を重んじ、常に兒童の學習心理を熟慮す。
九、教材の連絡系統に對する研究を十分に爲し、且つ反覆練習を重んじて、教材の徹底に努む。
一〇、職業指導に關しては、就職志望兒童に對しては勿論、上級學校入學志望者及家業繼承者に對しても適切なる指導を爲す。

二、各科指導方針

⊙修身科

要旨 修身は教育に關する勅語の旨趣に基きて兒童の德性を涵養し道德の實踐を指導するを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては初は孝悌親愛勤儉恭敬信實義勇等に就き實踐に適切なる近易の事項を授け漸く進みては國家及社會に對する責務の一班に及ぼし以て品位を高め志操を固くし且進取の氣象を長し公德を尙はしめ忠君愛國の志氣を養はんことを務むへし。

高等小學校に於ては前項の旨趣を擴めて一層陶冶の功を堅實ならしめん事を務むへし。

女兒にありては特に貞淑の德を養はんこと注意すへし。

修身を授くるには嘉言善行及諺辭等に基きて勸戒し常に之を服膺せしめんことを務むへし。

方針

一、實踐窮行常に範を垂れ、以て兒童を率ひることに努む。
二、皇室に關する事項は特に愼重に取扱ふ。
三、常に建國の由來を明らかにすることに留意し、一層國體觀念を明徵にすることに努む。
四、時事問題・偶發事項の活用に心掛け、且つ其の取扱ひには深甚の注意を拂ふ。
五、道德に關する明敏なる知見と、純正高雅なる感情の涵養に努むると共に、確固たる意志の錬磨を重んじ、强烈なる實踐力の所有者たらしむ。
六、御製、御歌、格言、嘉言等は反覆口誦せしめ、常に實踐上に活用せしむ。
七、鄕土の先哲、偉人等の取扱を十分に爲し、敬慕の念を深め、以て鄕土愛の心情の深化を圖る
八、實踐指導に當りては、兒童の生活調査を十分に行ひ、且つ家庭との連絡を緊密ならしめて、個に徹するところの生活指導たらしむ。
九、作法指導を重視す。

⊙國語科【讀方】

要旨 國語は普通の言語日常須知の文字及文章を知らしめ正確に思想を表彰するの能を養ひ兼て智德を啓發するを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては初は發音を正し假名の讀み方書き方綴り方を知らしめ漸く進みては日常須知の文字及普通文に及ぼし又言語を練習せしむへし。

高等小學校に於ては稍々進みたる程度に於て日常須知の文字及普通文の讀み方書き方綴り方を授け又言語を練習せしむへし。

讀み方書き方綴り方は各々其の主とする所に依り教授時間を區別することを得るも特に注意して相聯絡せしめんことを要す。

讀本の文章は平易にして國語の模範と爲り且兒童の心情を快活純正ならしむるものなるを要し其の材料は修身地理歴史理科其の他生活に必須なる事項に取り趣味に富むものたるへし。

女兒の學級に用ふる讀本には特に家事上の事項を交ふへし。

文章の綴り方は讀み方又は他の教科目に於て授けたる事項兒童の日常見聞せる事項又處世に必須なる事項を記述せしめ其の行文は平易にして旨趣明瞭ならんことを要す。

書き方に用ふる漢字の書體は尋常小學校に於ては楷書行書の二種とし高等小學校に於ては尙草書を加ふ。

國語を授くる際には常に語句文章意義を明瞭にし且其の用法に習熟せしめんことを務むへし。

他の教科目を授くる際に於ても常に言語の練習文字の書き方に注意せしめんことを要す。

方針

一、文章の特質に應じ其の指導を適切ならしむ。

二、讀ませることを多くし讀解力の增進を圖る。

三、文字、語句の應用練習を重んじ、之が活用を自在ならしむ。

四、下學年に於ては特に話方練習の機會を多くし、言語發表力の養成に努む。

五、適切なる課外讀物の指導をなし、多讀による讀書力の養成に努む。

六、適宜辭書、參考書等の使用に慣れしむる樣指導す。

⊙國語科【綴方】

方針

一、自己の生活を凝視する態度を養ひ、綴方生活の深化を圖ることによりて文題を豊潤ならしむ

二、鑑賞文を多く讀ましめて鑑賞力、表現力の伸展を圖る。

三、表現指導と併せて文話の取扱を重視し、表現の基礎力の涵養に努む。

四、常に自己の生活を卒直に表現せしむる樣に努めしむ。

五、常に文題を用意して置く樣習慣づけ、記述の際は努めて靜粛にし、記述後は必ず推敲する習慣を養ふ。

六、文藝的文章にのみ偏せず實用的文章、科學的文章等の記述にも長せしむ。

七、讀方との連繫を緊密ならしむことに留意す。

⊙國語科【書方】

方針

一、藝術的價値を重んずると共に、實用的効果を收むる樣指導す。

二、下學年に於いては特に姿勢、執筆、腕法等の基本練習を重んじ、書く態度を正確に會得せしむ。

三、硬筆書方を併用し、之が指導には十分留意す。

四、教授者の示範を多くすべきは勿論、大家、名士の書或は兒童の優秀作品等を豊富に用意し適切なる鑑賞指導に努む。

五、練習形式に變化あらしめ、學習効果の能率化に努む。

六、用具の整理整頓に留意せしめ、且つ經濟的に使用する態度の馴致に努む。

⊙算術科

要旨 算術は日常の計算に習熟せしめ生活上必須なる知識を與へ兼て思考を精確ならしむるを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては初は整數の範圍内にて其の唱へ方書き方及簡易なる計算を授け次第に其の範圍を擴めて小數分數に及ぼし更に其の程度を進め且簡易なる比例歩合算を授くへし。

高等小學校に於ては尋常小學校に於て授けたる事項の程度を進め且數の代數的計算及幾何圖形に關する知識の初歩を授け又土地の狀況に依りては日常簿記の大要を課すへし。

算術は筆算を用ふへし尋常小學校にありては土地の狀況に依り珠算を併せ用ふることを得高等小學校にありては珠算を併せ課すへし。

算術を授くるには實驗實測を用ひ運算の方法及理由を正確に說明せしめて理會を精確にし運算に習熟して應用自在ならしめんことに務め又圖表複利表等の取扱に慣れしめ且暗算に熟達せしめんことを要す。

算術の問題は他の教材目に於て授けたる事項及土地の情況を酌酌して日常適切なるものを選ふへし。

方針

一、教材は國定教科書に準據するは勿論なるも、教師用書等の凡例を玩味し、兒童の生活に即したる教材の加除選擇に留意し、教科書の活用に努む。

二、作業を重視し、適宜實驗實測を行はせ、數理觀念を明確ならしめ、且つ發見的、推究的態度

を養ふと共に測定能力の陶冶に努む。

三、特に環境整理に留意し、兒童の自發學習を旺盛ならしめ以て創造的、構成的、發見的態度の涵養に努む。

四、暗算はすべての計算の基礎をなすものなるが故に、低學年に於ては勿論、高學年に進むに從ひ一層暗算力の習練に努む。

五、函數觀念の養成に努め、機會ある毎に自然現象、社會事象に就き函數的思考の態度に慣れしめ數理思想開發上の基本觀念の啓培を十分になす。

六、本教科は兒童の優劣の差を生じ易く、且つ思考過程も夫々異りて一樣ならざるを以て、兒童の調査につきては特に意を用ふ。

七、數字は標準數字規格に準據し、正確美麗に書かしむるを本體とするも、高學年に於ては自然的に計算の正確敏速を期する見地より、直線斜體へと漸次進ましむ。

八、言語發表を重んじ、論理的表明に馴れしむ。

九、兒童の學習心理を考慮し、基礎的な計算、空間觀察、事實問題の解法の如き、夫々の方法的順序を定め、或る期間繼續的に練習せしめ、以て計算の機械化、解法、觀察の固定化を圖る。

一〇、兒童に理解される程度に於て數學史の取扱をなし學習の興味化を圖る。

一一、兒童の能力査定に於ては、計算力にのみ偏せず、算術學習能力の各般に亘る樣留意す。

⊙國史科

要旨 國史は國體の大要を知らしめ兼て國民たるの志操を養ふを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては建國の體制皇統の無窮歷代天皇の盛業忠良賢哲の事蹟國民の武勇文化の由來

外國との關係等の大要を授け以て國初より現時に至るまでの事歴を知らしむへし。
高等小學校に於ては前項の旨趣を擴め特に近世史に重きを置きて之を授け我國發達の蹟を知らしむへし。
國史を授くるには成るへく圖畫地圖標本等を示し兒童をして當時の實狀を想像し易からしめ特に修身の教授事項と聯絡せしめんことを要す。

方針

一、國史科としての教材の主眼を明らかにし、常に萬邦無比の國體の尊嚴性と、皇統の天壤無窮歴代天皇の鴻業、國民世々の忠誠とに歸結することを適切ならしむ。
二、尋常科と高等科の教科書編纂趣意の同違點を究明し、人物中心の教材に於ては、專ら情感的方法に訴へて國史の人格性の顯揚に努め、事件中心の教材に於ては、主として理解的方法により國史の科學性の探究に努めしむ。
三、教師は特に說話法の研究をなし、且つ各種教便物を豐富に準備し、想像的直觀を容易ならしむ。
四、學習形式上特に留意すべき點
問答中心――繁瑣な問答をさけて、教材の核心に迫り、心意の內面的活動を旺盛ならしむること。
自學中心――教材の知的取扱に陷り易き故、感情的方面に留意し、情操陶冶を重視すること。
作業中心――單なる作爲的興味に走ることなく、教材の核心を把握せしめ常に有意的に連關を保たしめつゝ學習を進めること。
五、史實の現代化に留意し、現時の國情を闡明にし、國民としての堅實なる志操を陶冶し、國民的自覺の强化に努む。
六、鄕土史に對する指導に於ては、鄕土室の活用と鄕土史實地研究とに努め、以て鄕土的精神を啓培し鄕土史研究の興味を喚起す。

⊙地理科

要旨 地理は地球の表面及人類生活の狀態に關する知識の一班を得しめ又本邦國勢の大要を理解せしめ兼て愛國心の養成に資するを以て要旨とす。
尋常小學校に於ては本邦の地勢氣候區劃風土產物交通等並に地球の形狀運動等の大要を理會せしめ且滿洲地理の大要を授け兼て本邦との關係に於て重要なる諸國の地理に關する簡單なる知識を得しむへし。
高等小學校に於ては各大洲の地勢氣候區劃交通等の概略より進みて本邦の關係に於て重要なる諸國の地理の大要及本邦の政治經濟上の狀態並に外國に對する地位等の大要を知らしめ又地文の一班を授くへし。
地理を授くるには成るへく實地の觀察に基き又地球儀地圖標本寫眞等を示して確實なる知識を得しめ歴史及理科の教授事項と聯絡せしめんことを要す。

方針

一、教科としての地理は、精神科學的教科の學習指導原理に準據し、其の方法としては、人文地理（人類の生活樣式の究明を中心）を重んじ、且つ自然地理との相關々係の考察を重視す。
二、鄕土地理の指導に當りては、專ら臨地研究法に據り、生新なる鄕土の地理的事象を直觀せしめて鄕土の現勢の認識と、愛鄕心の養成とを圖り、併せて地理學習の基礎的陶冶に資す。

三、兒童各自の地理的生活の調査、踏査・測定、模型及グラフの作製、描圖、地理的直觀資料の蒐集等の作業を奬勵し、理解の徹底を圖る。

四、常に時事資料、變動教材等に注意し、其の都度適切なる指導をなす。

五、模式的教材の指導体系を明らかにし、學習指導の能率增進に努む。

六、讀圖、描圖の指導には特に留意し、讀圖中心・描圖中心の學習たらしむ。

七・外國地理教授に當りては・特に本邦との關係に留意し、常に我が國の世界的地位を自覺する樣努む。

八、外國地理教材に於いては・尋常科、高等科との教材の連絡關係を明らかにし、兩者夫々適切なる連關を保ちつゝ編纂趣意の實現に努む。

九、實物幻燈、活動寫眞等を使用し、努めて統一的、活動的の地理的景觀を觀察せしむ。

一〇、教授者の板書、兒童の學習帳等の記載は、描圖表解等を重んじ記述的記載を排す。

⊙理　科

要　旨　理科は通常の天然物及自然の現象に關する知識の一班を得せしめ其の相互及人生に對する關係の大要を理會せしめ兼て觀察を精密にし自然を愛するの心を養ふを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては植物動物鑛物及自然の現象に就き主として兒童の目擊し得る事項を授け特に重要なる植物動物鑛物の名稱形狀効用及發育の大要を知らしめ又通常の物理化學上の現象及人身生理の初步を授くへし。

高等小學校に於ては前項に準し漸く其の程度を進め特に重要なる元素及化合物簡易なる器械の構造作用人身の生理衞生の大要を授け兼て植物動物鑛物の相互及人生に對する關係の大要を理會せしむへし。

理科に於ては務めて農事水產工業家事等に適切なる事項を授け特に植物動物につき教授する際には之を以て製する重要なる加工品の製法効用等の概略を知らしむへし。

理科を授くるには成るへく實地の觀察に基き若は標本模型圖畫等を示し又簡單なる實驗を施し明瞭に理會せしめん事を要す。

方　針

一、教材其のものを單獨に取扱ふことなく、教材と之を圍繞する環境とを關係的・統一的に理解せしむ。

二、常に自然に親しましめ、之を愛護する精神を養ふ。

三、土地の狀況・兒童の程度、季節等により教材の選擇排列に留意す。

四、實驗、觀察の機會を多くし、其の工夫考察を重んじ、發見的創造的の能を養ひ、以て科學的訓練に努む。

五、尋三以下の自然研究に於いては、指導系統案を作製し、尋四以上の理科學習との連絡關係に留意す。

六、自由研究、繼續的研究を奬勵し、之が指導を適切になす。

七、模式的教材は努めて綿密に取扱ひ、學習の能率化を圖る。

八、手工科、家事科等との連絡に留意し、利用厚生の道を拓くことに努む。

九・發明發見史等を平易、興味的に取扱ひ・先人に對する尊敬の心を深からしめ、更に各自の發奮努力の念を喚起す。

⊙圖　書　科

要　旨　圖書は通常の形體を看取し正しく之を畫くの能を得しめ兼て美感を養ふを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては單形より始め簡單なる形態に及ぼし實物若は手本に就き又時々自己の工夫を以て畫かしむへし。

高等小學校に於ては前項に準し漸く其の程度を進めて諸般の形體を畫かしむへし土地の情況に依りては簡單なる幾何畫を授くる事を得。

圖畫を授くるには成るへく他の教科目に於て授けたる物體及兒童の日常目擊せる物體中に就きて之を畫かしめ兼て清潔を好み綿密を尚ふの習慣を養はん事に注意すへし。

方　針

一、表現技術のみを偏重することなく、審美的情操の培養に努め、圓滿、高雅なる人格の育成を主眼とす。

二、指導系統の確立を重視す。

三、兒童の生活經驗を重んじ、個性の發揮に努む。

四、常に兒童の美的環境の整備に留意し、表現以前の審美眼の啓培に努む。

五、表現の樣式、取材等な多方面に亘る樣に留意し、一方に偏することを避く。

六、用具の經濟的使用、表現に當りては前後の完成迄努力せしむる等の學習訓練を重視す。

七、描寫技能の練磨と共に、鑑賞指導を重んず。

八、繪畫展覽會等の美的施設の活用に努む。

⊙唱　歌　科

要　旨　唱歌は平易なる歌曲を唱ふことを得しめ兼て美感を養ひ德性の涵養に資するを以て要旨とす。

尋常小學校に於ては平易なる單音唱歌を授くへし。

高等小學校に於ては前項に準し漸く其の程度を進めて授くへし又便宜簡易なる複音唱歌を授くる事を得。

歌詞及樂譜は平易雅正にして兒童の心情を快活純美ならしむるものたるへし。

方　針

一、教材は文部省編纂改訂小學唱歌を主体とし、更に之を補足するため、努めて多方面より取材す。

二、基本練習は低學年に於いては教材に關係あるものを必要に應じて興味的に取扱ひ、學年の進むに從ひ之が系統的な指導に努む。

三、教材を取扱程度の上より次の如く二種に分つ。

(一)主教材―多きに走らず十分なる練成習熟を期す。

(二)鑑賞教材（特に鑑賞を目的として取扱ふ場合）極く簡單に取扱ひ、主に指導者の範唱奏或はレコード等による取扱に止む。

四、唱謠に當りては曲想の理解に努め、歌曲の生命に觸れしむる樣に努む。

五、歌ふことのみに偏せず、鑑賞指導をも重視す。よつて鑑賞指導系統案を作製し、指導を系統的ならしむ。

六、學年の程度に應じ適當なる音樂に關する知識を與へ、音樂趣味の養成を圖る。
七、變聲期兒童の取扱には特に注意す。
八、讀譜指導は低學年より系統的に之を行ひ、大いに讀譜力の練達に努む。
九、祝祭日唱歌は常に練習し、特に正しく立派に唱謠し得る樣にせしむ。
一〇、樂器、作曲等の方面も必要に應じ適當に指導す。

⊙体操科

要旨 體操は身體の各部を均齊に發育せしめ四肢の動作を機敏ならしめ以て全身の健康を保護增進し精神を快活にして剛毅ならしめ兼て規律を守り協同を尙ふの習慣を養ふを以て要旨とす。
尋常小學校に於ては體操教練遊戯及競技に就き簡易なる動作より始め漸く其の程度を進めて之を授くへし又男兒及女兒の別に依り其の授くへき事項を酌酌すへし。
高等小學校に於ては前項に準し一層の程度を進めて之を授くへし
土地の情況に依り體操の教授時間の一部若は教授時間の外に於て適宜の戸外運動を爲さしめ又水泳を授くることあるへし。
體操の教授に依りて習成したる姿勢は常に之を保たしめんことを務むへし。

方針
一、運動技法の練磨にのみ偏することなく、常に身体の均齊調和的發達に留意し、且つ明朗潤達なる品性の陶冶と、体育趣味の助長とに主眼をおく。
二、改正要目の趣旨を十分了解し、種目の運用を自在ならしむることに努む。
三、体操、遊戯、競技は各其の特質を發揮し、配合を適切にし、体操科の學習を一層興味あらしむと共に運動過度に陷らざる樣注意す。
四、身体的鍛練を行ふ一面、体育美談、体育衞生に關する說話等をなし、自覺ある運動を行はしむ。
五、積極的体位の向上に努むると共に保健衞生に留意し、病弱兒童、其の他身体的異狀兒童に就いては其の原因を調査し、適切なる指導を行ふ。
六、高學年にありては、兒童の性別に留意し、取材及び其の指導法等に對して考慮す。
七、季節、氣候等に對する考慮を十分になし、如何なる場合に於いても、体操學習に支障なからしむる樣に努む。
八、課外運動を奬勵し、之が適切なる指導を行ふことに努むるも、選手的指導に陷らざる樣注意す。

⊙裁縫科

要旨 裁縫は通常の衣類の縫方及裁ち方等に習熟せしめ兼て節約利用の習慣を養ふを以て要旨とす。
尋常小學校に於ては運針法より始め漸く通常の衣類の縫ひ方を授け又便宜裁ち方繕ひ方等を授くへし。
高等小學校に於ては初は前項に準し漸く其の程度を進め通常の衣類の縫ひ方裁ち方繕ひ方等を授くへし。
裁縫は其の材料を日常所用のものに取り之を授くる際用具の使用方材料の品類性質及衣類の保存方洗濯方等を教示すへし。

方針

一、基礎練習を重んじ、特に運針練習は興味的に毎時之を行ひ、其の徹底を期す。
二、基礎的陶冶に重きを置き、縫方、裁方等については其の基本的要領を適確に把捉せしめる樣に努む。
三、前項に留意すると共に、實際化を重んじ家庭との連絡には特に意を用ひ、古物更生、補綴法指導等の如き、節約利用の習慣を養ふことに努む。
四、常に材料と時間と勞力との經濟的關係に對する考慮を爲さしめ綿密なる計畫と秩序ある作業の運行とには特に留意せしめ、製作品は必ず完成するところの强固なる意志を養ふ。
五、本科學習に於いては、女兒の個性の最も著るしく顯現するものなれば、よく之を觀察し、指導し、女子に必要なる諸德の涵養に努む。
六、高學年に於てはミシンの使用にも慣れしむ。
七、裁縫帖の整理は十分に爲さしめ、之が活用に努めしむ。

⊙手工科

要旨 手工は簡易なる物品を製作するの能を得しめ工業の趣味を長し勤勞を好むの習慣を養ふを以て要旨とす。
手工は紙絲粘土麥稈木竹金屬等其の土地に適切なる材料を用ひて簡易なる製作を爲さしめ高等小學校に於ては製圖及女兒に在りては手藝を簡易なる程度に於て併せ授くべし。
手工を授くる際には用具の使用法材料の品類性質等を敎示すべし。

方針

一、工作技術の練磨にのみ偏することなく、工夫、創作の能を啓培することに努む。
二、常に用具、材料、模型、標本等の準備を適切ならしむ。
三、指導体系を確立し、基礎的陶冶の徹底を期す。
四、材料、工作樣式等はつとめて多方的ならしむ。
五、實生活との連絡を考慮し、材料の節約、廢物利用等の工夫を重んじ、經濟觀念の涵養に努む
六、展覽會、諸工場の見學等の機會を多くし、工藝趣味の助長を圖る。
七、本科學習に於ては勤勞、綿密、沈着、丁寧、忍耐、協同、公德等の諸德の涵養に特に留意す
八、圖畫科との連絡は特に密接ならしむ。

⊙農業科

要旨 農業は農業に關する普通の知識技能を得しめ農業の趣味を長し勤勉利用の心を養ふを以て要旨とす。
農業は土地の情況に依り農業若しくは水產を授け又は農事水產を併せ授くへし。
農業は土壤水利肥料農具耕耘栽培養蠶養畜等に就き土地の情況に適切にして兒童の理會し易き事項を授くへし。
水產は漁撈養殖製造等に就き其の土地の業務に適切なるものを授くへし。
農業を授くるには特に地理理科等の敎授事項と關聯し時々其の土地實際の業務に就きて示敎し其の知識を確實ならしめんことを務むへし。

方針

一、農民生活の眞相を理解せしめ、自覺ある農業經營者となるべき素地の教養に努む。
二、實習により農業を愛好し、農業に對する趣味を養ひ、常に研究的態度を以て農業經營の改善進歩を心掛けしむ。
三、農業科の學習を通じて廣く職業的陶冶をなす。
四、鄕土に適切なる農業の基本的學習を行はせ、之が地方化、實際化を圖る。
五、篤農家、精農家等の講演、或は農場の見學等によりて實際的指導を圖る。
六、實習は栽植、手入、收穫等にのみ止らず、種子の購入、販賣、會計等に至るまで可成自律的に行はせ、實際的運用の能を養ふ。
七、田園生活の優越せる點を悟らせ、自然愛好の念を養ふ。
八、本科學習により勤勞、努力、質實、協同等の諸德の涵養にも留意す。

◎家事科

要旨 家事は家事に關する普通の知識技能を得しめ家事の趣味を長して兼節約秩序清潔の習慣を養ふを要旨とす。

家事は衣食住看病育兒其の他一家の經濟等に關する事項の大要を授くへし。

家事を授くるには特に理科ととの聯絡に注意し又實習に重きを置き土地の情況に適切ならしめんことを務むへし。

方針

一、教材は時代の要求、土地の狀況等に鑑み、日常生活に關係深きもの又は基礎的、模式的のものは特に綿密に取扱ふ。
二、科學的見地に立脚して指導し、家庭生活の進歩改善を促すことに努む。
三、理論と實習との融合を適切ならしむ。
四、實習材料はなるべく兒童に用意せしめ、且つ經濟的に使用せしむ。
五、割烹實習等に於ては調理の實習にのみ止ることなく、材料の購入、分配、費用の計算、支拂等出來る限り自律的に行はしめ、實地應用の能を養ふことに努む。
六、實習に當りては準備を周到にし、秩序を立て行はしめ、器具の手入、保存、實習室の清潔整頓等を勵行せしめ、良習慣の馴致に努む。
七、實習は常に工夫、創造的ならしむ。
八、實習の眼目は基礎的陶冶にありと雖も、努めて之を實際化し、生活化し、以て日常生活の合理化を圖ることに留意す。
九、公共的施設、工場、商店等の見學をなし、實際的知識の收得に努む。
一〇、學習せし事項は努めて家庭にて反覆練習せしめ之が習熟を圖る。

教科課程表（尋常科）

學年 / 教科目	第一學年 每週教授時數	第二學年 每週教授時數	第三學年 每週教授時數	第四學年 每週教授時數	第五學年 每週教授時數	第六學年 每週教授時數
修身	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
國語	九 發音、假名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方	一一 假名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方	一一 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方	一一 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方	九 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方	九 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方話シ方
算術	五 百以下ノ數ノ唱ヘ方書キ方及簡易ナル計算	五 千以下ノ數ノ唱ヘ方書キ方及簡易ナル計算	六 整數ノ計算	六 整數ノ計算小數ノ唱ヘ方書キ方及簡易ナル計算	四 整數ノ計算、小數ノ計算、分數ノ計算（珠算）	四 比例 歩合算（珠算）
國史				二 國史ノ大要	二 日本地理ノ大要	二 前學年ノ續キ
地理					二 植物動物鑛物及自然ノ現象通常ノ物理化學上ノ現象	二 植物動物鑛物及自然ノ現象通常ノ物理化學上ノ現象人體生理ノ初歩
理科				二 植物動物鑛物及自然ノ現象通常ノ物理化學上ノ現象		二 滿州其他外國地理ノ大要
圖畫	一（單形簡單ナル形體）	一（單形簡單ナル形體）	一 單形簡單ナル形體	一 單形簡單ナル形體	男二 女一 單形簡單ナル形體	男二 女一 單形簡單ナル形體
唱歌	一 平易ナル單音唱歌	一 平易ナル單音唱歌	一 平易ナル單音唱歌	一 平易ナル單音唱歌	一 平易ナル單音唱歌	一 平易ナル單音唱歌
體操	二 體操、教練、遊戯及競技	三 體操、教練、遊戯及競技	三 體操、教練、遊戯及競技	三 體操、教練、遊戯及競技	三 體操、教練、遊戯及競技	三 體操、教練、遊戯及競技
裁縫				二 運針法通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方
手工	一（簡易ナル細工）	一（簡易ナル細工）	一（簡易ナル細工）	男二七 女二九 一（簡易ナル細工）	男二六 女三〇 一（簡易ナル細工）	男二六 女三〇 一（簡易ナル細工）
計	二二	二四	二五	男二七 女二九	男二六 女三〇	男二六 女三〇

教科課程表（高等科）

學年 / 教科目	第一學年 每週教授時數	第二學年 每週教授時數
修身	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
國語	六 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方書キ方、綴リ方	六 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方書キ方、綴リ方
算術	四 整數、小數、分數、算、幾何圖形、珠算、數ノ代數的計	四 比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算（日用簿記）
國史	二 國史ノ大要	二 前學年ノ續キ
地理	二 外國地理ノ大要	二 地理ノ補習
理科	二 植物、動物、鑛物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル機械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要	二 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル機械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要
圖畫	一 簡單ナル形體	一 簡單ナル形體（簡易ナル幾何畫）
手工	二 簡易ナル製作、製圖、手藝	男二 女一 簡易ナル製作、製圖、手藝
唱歌	一 單音唱歌（簡易ナル複音唱歌）	一 單音唱歌（簡易ナル複音唱歌）
体操	三 体操、教練遊戯及競技	三 体操、教練遊戯及競技
農業	男五 女二 （農）農業ノ大要（商）商業ノ大要	男五 女二 （農）農業ノ大要（工）工業ノ大要
家事	二 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	二 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要
裁縫	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
計	男三〇 女三二	男三〇 女三一

三、授業時間

月／時限	會禮	1.	2.	3.	4.	5.	6.
四月	八、二五	八、三〇—九、一五	九、三〇—一〇、一五	一〇、三〇—一一、一五	一一、三〇—〇、一五	一、〇〇—一、四五	二、〇〇—二、四五
五月	同	同	同	同	同	同	同
六月	八、一〇	八、一五—九、〇〇	九、一五—一〇、〇〇	一〇、一五—一一、〇〇	一一、一五—一二、〇〇	〇、四五—一、三〇	一、四五—二、三〇
七月	七、四〇	七、四五—八、三〇	八、四五—九、三〇	九、四五—一〇、三〇	一〇、四五—一一、三〇	〇、一五—一、〇〇	一、一五—二、〇〇
輕減	七、四〇	七、四五—八、三〇	八、四五—九、二五	九、四〇—一〇、一五	一〇、三〇—一一、〇〇	一一、一五—一二、四五	〇、三〇—一、〇〇
九月	七、五五	八、〇〇—八、四五	九、〇〇—九、四五	一〇、〇〇—一〇、四五	一一、〇〇—一一、四五	〇、三〇—一、一五	一、三〇—二、一五
十月	八、一〇	八、一五—九、〇〇	九、一五—一〇、〇〇	一〇、一五—一一、〇〇	一一、一五—一二、〇〇	〇、四五—一、三〇	一、四五—二、三〇
十一月	八、二五	八、三〇—九、一五	九、三〇—一〇、一五	一〇、三〇—一一、一五	一一、三〇—〇、一五	一、〇〇—一、四五	二、〇〇—二、四五
十二月	八、五五	九、〇〇—九、四五	一〇、〇〇—一〇、四五	一一、〇〇—一一、四五	〇、三〇—一、一五	一、三〇—二、一五	二、三〇—三、一五
一月	九、一〇	九、一五—一〇、〇〇	一〇、一五—一一、〇〇	一一、一五—一二、〇〇	〇、四五—一、三〇	一、四五—二、三〇	二、四五—三、三〇
二月	同	同	同	同	同	同	同
三月	八、五五	九、〇〇—九、四五	一〇、〇〇—一〇、四五	一一、〇〇—一一、四五	〇、三〇—一、一五	一、三〇—二、一五	二、三〇—三、一五

四、教授細目

一、教授の統一徹底を圖るため、各教科毎に夫々教授細目を作製す。

二、各科教授細目は夫々の教科研究部に於て研究の上作製（學事會、教育會等研究團體に於て作製せるものは此の限りにあらず）し、學校長之を檢閲設定す。

三、教材の變動・教科書の改正・其の他運用上より加除修正の必要を認めたるときは、隨時各教科研究主任之を修正し、學校長に提出檢閲を受くるものとす。

四、教授細目作製上特に左の諸項に注意す。

(一)兒童の生活、鄕土の狀況等を十分考慮すること。

(二)實際的にして活用性に富むものたらしめること。

(三)教材の系統排列及び季節との關係等を考慮すること。

五、指導案

一、指導案立案の方針

(一)教科書を精査吟味し、教材觀の確立を期す。

(二)實踐に活用されるところのものなること。

(三)兒童觀を綿密になし、授業は兒童中心にして而も最も効果的なることを期す。

二、指導案の作製

普通案と密案との二種に分ち、各所定の用紙に毎日放課後記載し、教務主任に提出するものとす。

密案作製日

尋一　一日　十一日　二十一日
尋二　二日　十二日　二十二日
尋三　三日　十三日　二十三日
尋四　四日　十四日　二十四日
尋五　五日　十五日　二十五日
尋六　六日　十六日　二十六日
高一　七日　十七日　二十七日
高二　八日　十八日　二十八日
專科　九日　十九日　二十九日

◎備考　休日の場合は翌日とす。

三、檢閱　教務主任……毎日
　　學校長……隨時

四、指導案記載形式

一　般形式

尋常科第　學年（　組）　科指導案
昭和　年　月　日　第　時　指導者　氏　名

教材　指導上便宜なる單元として掲げ、且つ其の下に教材の依據を示す。

教材觀　教材の陶冶價値の基礎づけをなす。指導案上に記述する程度分量は、指導案の種類の持つ要求に從ひ隨意とす。

目的　教材のもつ普遍的の要求と兒童の現實とを考慮して生れたる指導上の理想。

指導方針　目的を達成する爲の實踐上の根本態度。二項目以上を掲げるときは、輕重の順序に從ふものとす。

準備　指導者の準備　兒童の準備　可及的動的、作用的に掲げること。

指導過程　學習指導進行の時間的樣相（指導要項を含む）

◎備考　指導案は教材案を原則とす。

各科指導案形式

◎修身科

教材　教材觀

一、教材の使命の考察
　修身書教師用に掲げられたる「目的」を吟味し、編者の意圖を探ねる。

二　教材機構の吟味
　（一）教材提示の樣態
　　例話、訓辭、說述、御製、御歌、格言、嘉言等の取材提示樣式に對する吟味。
　（二）挿繪に對する考察

三、教材の聯關に對する考察

(一)修身科の縱の系統よりの位置づけ
(二)他教科との聯關
(三)德目相互の關係
(四)例話人物教材の場合は、人物と他の德目との關係
(五)「教育ニ關スル勅語」との關係

四、教材と兒童との關係に對する考察
(一)教材と兒童の道德意識の發達階程との關係に對する考察
(二)兒童の生活との關係
(三)鄕土との關係

目的
指導方針
一、指導上の根本態度
二、教材の力点と之が指導に對する方途の大綱
三、時間配當
準備
指導過程
一、目的指示
二、生活經驗の想起
三、既習關係事項との連絡
四、學習目標の決定

道德的の規範を與へて實踐意志を振起する。

五、教材の概觀(教科書の通讀)
六、例話の提示、挿繪の取扱
七、訓辭、格言、俚諺、其他の取扱
八、德目への考察
九、生活の反省(自已の生活上に於ける問題發見)
一〇、批判
二、理想の構成
三、理想實現に對する方途の考究(實踐化)
一三、新問題の發見
一四、整理

實踐指導

⊙國語科(讀方)

教材
教材觀
一、教材の機構
(一)文章
1本課に課せられた使命
2表現態度の上からみた文の型
3文の構造

事象
情調 ←展開

4 表現上の妙味

(二)文　字

提出字數
程　度
指導法 ←指導者の態度

(三)言　葉

(四)語法、修辭法等

(五)挿　繪

觀察の要点

文章との連關

二、教材の聯關

(一)系　統

(二)排　列(横の關係)

(三)他教科との關係交渉

三、教材と兒童との關係

素材との關係
表現との關係 ←生活との交渉度
難易
興味

目　的

指導方針

準　備

指導過程

一、教材指示

二、豫習査定

三、文字の第一次指導……假名つけ、輕く讀み方を授ける程度

四、通　讀

(一)文字語句の第二次指導

文字の讀み
文字の構造
筆　順
文面との結びつけ

(二)自由讀

(三)範　讀

(四)指名讀

五、概　觀

文　意
事　象
情　調 ←文意の想定

六、深　究

書寫を中心に
問答を中心に
兩者の折衷
等の方法により

七、整　理

文意の確認
文字、語句の應用練習

八、發　展

劇　化（演出）
批　評　等

⊙國　語　科（綴　方）

教　材

教材觀

一、兒童の生活と描寫姿態に對する考察
二、創作又は文話の指導要項に對する考察
三、參考文の吟味（創作文題との關係）
四、教材の地位（指導系統上及他教科との連絡）
五、教材の核心及其の組織
（一）描寫の形態
（二）觀察及記述
（三）記述の程度

目　的

一、記述指導……綴方生活と之が觀察の指導及表現指導上の要点
二、文話指導……文話指導上の要点

指導方針

一、豫め觀察せし事項の取扱方
二、記述上の留意点の指導態度
三、參考文の取材及之が取扱上の態度
四、他教科との連絡に對する方策
五、時間配當

記述前の指導、記述、提出
推敲、批評鑑賞、作品の研究
參考文の取扱、文話
等の時間的區分

準　備

一、兒童には常に文題を用意せしめておく
二、文題の豫告及觀察要項
三、參考文例

指導過程

（創作の指導）

一、目的指示
二、生活經驗の想起
三、參考文の取扱
　（一）各自の既習作品
　（二）模範文
四、記述上の要点と記述の指導
五、記述に對する計畫
　（一）構想
　（二）記述に必要なる用具或は參考物等の集聚
六、記述
　（一）全体の素描
　（二）練成
　（三）完結
　　教師は靜かに机間巡視をなすか、或は教卓の處に於て、個人的の相談に應ずる。
七、提出
八、作品返付（教師は適當に添削して返付）
九、作品に對する共同研究
　（一）作品の朗讀
　（二）兒童相互の批評
　（三）教師の批評と付点

一〇、推敲・清書、提出
一一、閲讀（評点、評語等を付して）
一二、返付

（文話指導）

一、目的指示
二、參考文の讀解
三、全体的批評
四、感想發表
五、味讀
六、文話
　（一）指導要項と參考文との關係を具体的に取扱ふ
　（二）兒童の生活及表現程度と參考文との比較
七、次時學習への連絡

⊙國語科（書方）

教材
教材觀
一、教材の使命
二、教材機構の吟味

(一)教材の基礎陶冶上より觀たる教材、用筆法、結構等
(二)學習の基礎的訓練上より觀たる教材

之等の學習態度馴致の上よりみての教材との關係
- 姿勢
- 執筆法
- 腕法
- 潤筆法
- 磨墨法
- 書く態度

三、教材の連關に對する考察
(一)教材の基本練習上よりの關係
(二)學習訓練上よりの關係
(三)教材其のものゝ相互の關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
(一)教材の程度と兒童の能力との關係
(二)教材に對する興味

目的

指導方針
一、各文字に對する指導上の方針は、摘要欄に於て夫々の文字に付記して置く
二、全般的な事項を本欄には掲ぐ

準備
一、兒童に準備せしめるもの

二、教師の準備するもの等

指導過程
一、用具の整備
二、目的指示
三、基本練習
四、教材の練習
(一)教材提示
1 教材の讀解
2 手本の觀察
3 難點の豫想
(二)試書(難點を各自に發見させる)
(三)示範、說明
(四)練習
練習 ← 批正 ← 練習
(範書 賞揚 批正)
(五)一般批正、鑑賞
五、整理
(一)作品提出
(二)鑑賞批評

(三)用具の整理
(四)次時への連絡

⊙算術科

教材

教材觀

一、教材の使命
　算術書教師用書「目的」の吟味

二、教材機構の吟味
　(一)教材を構成要素に分析し、要素相互の關係の吟味及中心點の發見
　(二)生活事實の指導上の中心を發見

三、教材の系統排列に對する考察
　數理の發展系統
　教材の排列 } 本教材の指導系統上の地位の考察

四、教材と兒童との關係に對する吟味
　(一)生活題に對する批判
　(二)挿繪に對する批判
　(三)兒童の思考過程と教材との關係
　(四)兒童の數生活及鄕土との關係 } 兒童の教材に對する興味と程度

目的

指導方針

準備

指導過程

(形式算指導)

一、暗算練習

二、目的指示

三、基本題の取扱
　(一)問題提示 (必要感の喚起)
　(二)生活經驗の想起
　(三)既習關係事項の想起 } 解決の端緒の發見、或は能率的解法の工夫
　(四)算法指導
　　1 結果の概算
　　2 解決方法の豫想
　　3 計算、實測、證明 } 兒童の解法を基として指導する

四、類題の取扱
　算法の理解程度を檢證する

五、練習題の取扱
　計算能力の練成、計算の機械化

六、整理

(一)法　則　化
(二)生活への適用

（事　實　算　指　導）

一、暗算練習
二、目的指示
三、問題提示
　(一)題意の吟味
　　1 問題讀解
　　2 事實關係の吟味(生活經驗の想起)
　　3 數關係の吟味(既習關係事項の想起)
　(二)立　　式(算法適用の考究)
　(三)計算、實驗、實則、證明
　(四)檢　　討
　　1 計算の正否
　　2 結果の處理(題意に適合する樣に)
四、整　　理
　(一)生活の反省
　(二)生活への適用

⊙國　史　科

教　　材
教材觀
一、教材の精神
　國史科の立場より教材のもつ精神を究明
二、教材機構の吟味
　(一)陶冶財としての史實の吟味(特に國史教科書の記述に即して)
　(二)挿繪に對する考察
　(三)教材の區分――史材としての區分と指導上の時間的區分との關係
三、教材の連關に對する考察
　尋常科、高等科夫々獨自の關係、或は尋常科より高等科への系統的關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
　(一)兒童の教材に對する觀方
　(二)鄕土と教材の關係上に於ける兒童
目　　的
指導方針
準　　備
指導過程
一、復　　習

年代上に教材の位置づけをなす
二、目的指示
前項の上に立つて、本時の學習目的、範圍を示す
三、史實の概觀
(一)教科書の精讀
(二)これに就いての簡單なる問答
四、史實の深究と理會教科書を基調とする
重要事項の板書
郷土的關係事項の考察
挿繪の取扱
五、史實の系統化
(一)教科書の精讀或は板書事項による
(二)國史全体への位置づけ
六、史實の批判
現代的觀照
國民的自覺の喚起
七、感想發表
八、次時への連絡

兒童の發表、教師の補說、史實の深究、理會

⊙地　理　科

教　材
教材觀
一、教材の使命
幾多の地理的事象の中より取捨選擇して掲げられたる地理書の記述を吟味し、編者の其の意圖を探ねる。
二、教材機構の吟味
(一)編者の地理的事象選擇の根據に對する吟味
(二)この選擇せる事象を記述せる態度の吟味と、之が理由の考察
(三)挿繪圖表等に對する考察
——編者の態度に對し、地理學的の根據、理由を與へ陶冶價値へ導く——
三、系統排列に對する考察
(一)模式教材指導体系上
(二)挿繪、圖表等の連絡關係上
(三)地理區的の觀方よりの關係上
(四)尋常小學地理と高等小學地理との發展關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
(一)兒童の地理的生活との関係
(二)郷土との關係

目的
指導方針
準備
指導過程
一、目的指示
二、生活經驗の想起
（一）教材と關係ある地理的生活の發表
（二）教材と鄉土との關係吟味
三、既習關係事項の想起
四、概觀
地圖
挿繪
模型
寫眞
繪葉書
標本
圖表類
五、地域性の認識理解
地理書
讀圖
景觀の特異相の認識

描圖
參考資料
地域性の理解↑教師の補導
地理的理法の發見
法則への歸納
六、整理
（一）地理書の取扱
（二）鄉土への連絡、生活への反省

⊙理科

教材
教材觀
一、教材の價値的考察
文化財としての價値の考察
陶冶財としての價値の考察
教材の使命の吟味
二、教材機構の吟味
三、教材系統上よりの考察
（一）教材分類上に於ける地位
（二）小學校理科教材系統上に於ける地位
四、鄉土及兒童との關係考察

目的

指導方針

準備

一、兒童に準備せしむべきもの

二、教師の準備すべきもの、特に豫備實驗、豫備觀察等は綿密になしおくこと

指導過程

一、目的指示

二、生活經驗の想起

三、既習關係事項の想起

四、問題構成

五、實驗、觀察の準備、參考資料の準備

六、概觀指導

（一）全体の直觀

（二）有機的關係に對する豫見、豫想

七、精査

要素的觀察

要素相互の關係

實驗

因果關係の推究

八、總括

直觀 ← 分析 ←

（一）概念の樹立

（二）法則への歸納

九、發展

（一）生活實踐への指導

（二）次時研究への連絡

綜合

⊙圖書科

教材

教材觀

一、教材の使命

（一）教材のもつ調子（氣分）

教材全体より受ける、調子、氣分

（二）小學圖書との關係より生ずる主眼

二、教材の機構の吟味

（一）構圖に對する吟味

二、形狀（線）の調和

三、色彩の調和

四、明暗の調和

三、教材の系統に對する考察

（一）基礎的陶冶上の見地よりの系統

指導系統上如何なる點に本教材の主眼を認むべきかを究明する

(二)畫材の種類より
(三)用具の種類より
四、教材と兒童との關係に對する考察
(一)教材と兒童の描寫能力との關係
(二)教材と兒童の鑑賞力との關係
(三)用具と表現能力との關係
(四)畫材と生活との關係
目　的
指導方針
準　備
指導過程

(思　想　畫)

一、目的指示
二、畫材の決定
(一)生活經驗の想起
(二)參考作品の鑑賞
(三)參考資料の提示
(四)既習作品の想起
三、表　現

(一)構　圖
(二)全体の素描
(三)精　描
四、整　理
(一)反省と仕上げ
(二)鑑賞、批評
(三)用具の整理
(四)提　出

一般批正、個別的批正

(寫　生　畫)

一、目的指示
二、參考作品の鑑賞
三、畫材の選定
(一)畫材選定上の注意
(二)畫材の觀照……調子、氣分を把握する
四、表　現
(一)構圖、色彩、明暗等に就き一般的注意を與へる
(二)描寫
一般的、分團的、個別的指導
(三)鑑賞と自己批正

五、整　理
　(一)鑑賞、批評
　(二)提　出

⊙唱　歌　科

教　材
教材觀
一、教材の使命
　(一)歌曲のもつ陶冶價値
　(二)學習訓練の体系上よりの主眼
二、教材機構の吟味
　(一)歌詞に對する考察
　　詩　型
　　詩　想
　　表　現
　(二)曲節に對する考察
　　曲の形式、構造
　　曲　想
　　音　域
　　音　程

　　リズム
　　發　想
　(三)歌詞と曲節との融合に對する考察
三、系統排列に對する考察
　(一)歌詞のもつ系統、連絡上より
　(二)樂曲指導上の系統、連絡上より
　(三)他教科との關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
　(一)歌詞と兒童生活との關係
　(二)曲節と兒童の唱謠能力との關係　教材の程度と興味に對する考察

目　的
指導方針
準　備
　一、レコード鑑賞を行ふ場合は其の選擇研究を十分になし置くこと。歌詞のあるものは努めて板書す
　二、教材は學習時間以前に板書し置くを本體とす
指導過程
一、既習教材の復習
　口　形
　發　音　等に十分注意させつゝ、輕く唱はせる
　發　想

二、基本練習
　低學年には極めて輕い程度に
三、目的指示
四、歌詞の取扱
　各讀
　單讀
　齊讀　繪畫、說話、其他適宜方便物等を使用して十分詩的觀照を行はせる
　範讀
五、曲節の取扱
　(一)曲節の直觀……範唱奏により、歌詞と曲節との融合美の感得
　(二)印象發表
六、練習、批正
　視唱法による場合……曲節の練習をなし、或る程度迄旋律を構成し、然る後歌詞をつける
　聽唱法による場合……直ちに歌詞をつけ練習する
七、鑑賞指導
　レコード或は範唱奏
八、練　習
　齊唱
　組唱
　獨唱

　微唱
　座唱　練習の形式を變へて大いに練成する
　立唱
九、整　唱

⊙体　操　科

教　材
教材觀（便宜上各種目の下に記載するも可）
目　的
　其の時間の指導の中心目標を可成具体的に掲げる
指導方針
準　備
教材及指導過程

段階	順序及種目	運動	誘導及調節	用具	注意事項
準備	秩序及教練	低學年　中學年　上學年			
		輕イ行進及寒イ時ニハ輕イ駈歩輕イ跳躍等ヲ加ヘル出來ルダケリズミカルニ			

運動	主運動			整理運動	備考
下肢 頸 上体 肢	胸 体 腹 背 側	歩及走	懸垂 平均 跳躍 倒転 遊戯 競技	下肢又ハ行進 体操 呼吸	
種目ノ數、順序ニハ一定ノ形式ニナク出來ルダケ遊戯化シテ行フ順序ハ一定シナクトモ可	同前 順序ハ指導ノ便宜ニ從ツテ定ムベク四肢ト体ノ結合運動及ビ体ト体ドノ結合運動ヲ加ヘル	成ルベク遊戯化	種目數ニ制限ハナイ。成ルベク体ノ上部ト下部トガ活動スルヤウナ種目ヲ配分シ出來ルダケ自然化綜合化ス配列順序ハ運動量ト指導ノ便宜トヲ考慮シテ適宜ニ定メル		
		轉化運動トシテ適宜ノトコロヘ加ヘテ可			

⊙裁縫科

教材

教材觀

一、教材の主眼

二、教材の要素と構成

(一)教材を要素的に分拆し、各要素の職能並に相互の關係吟味

(二)各要素の構成上の地位の吟味

三、指導系統上の考察

(一)學習指導上に於ける教材の地位

(二)基礎訓練上に於ける教材の地位

四、教材と兒童との關係に對する考察

(一)兒童の生活との關係

(二)鄕土、季節、經濟等との關係

(三)程度と興味

教材の如何なる部分が指導の中心なるかを確認する

目的

指導方針

準備

一、材料を家庭に於いて準備せしむる時は、數日前家庭に通知し、家庭に不明の點なからしむること

二、古物使用等の場合は、豫め檢閲し置くこと

指導過程

一、運針練習
二、目的指示
三、生活經驗の想起
　教材と生活との關係につき研究
四、既習事項の想起
　本教材中如何なる點が學習の中心なるかを的確に認識せしむ
五、計　　書
　(一)用具の整備
　(二)參考品の觀察
　(三)既習作品に對する反省
六、實　　習
　一般批正
　分團的批正
　個別的批正
七、整　　理
　(一)計畫と作品との對照、反省
　(二)既習作品との比較
　(三)生活への適用
　(四)次教材への連絡

⊙家　事　科

教　　材
教材觀
一、教材の使命
二、教材の機構の吟味
　(一)理論として取扱ふべき事項
　(二)實習に訴へて學習すべき事項
　(三)兩者の配合關係
三、教材の聯關に對する考察
　(一)家事科教材としての系統的聯關
　(二)實習事項の指導系統上の地位
　(三)他教科との關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
　(一)兒童の生活との關係
　(二)鄕土との關係
　(三)實習能力との關係
　(四)經濟との關係
目　　的
指導方針
準　　備
一、實習材料にして家庭に於いて用意せしむべきものは、豫め各家庭に通知し置くこと

二、材料の共同購入の場合は計畫を立てさせ、之が實務に當らしむ

指導過程

一、目的指示

二、生活經驗の想起（日常生活の反省）

三、既習事項の想起

本教材中の學習の核心を的確に認識せしむ

四、計　畫

(一)學習方法の工夫

(二)用具の整備

(三)參考資料の觀察

(四)既習事項に對する反省

五、實　習（理論）

一般指導

分團的指導

個別的指導

六、整　理

(一)計畫と結果との對照、反省

(二)既習事項との比較

(三)生活への適用

◎手　工　科

教　材

教材觀

一、教材の使命

教材中本學習の主眼とするところ

二、教材機構の吟味

(一)教材の要素と構成との關係吟味……製作上の重要點の究明

(二)材料と製作との技術的關係……程度

三、教材の系統排列に對する考察

(一)教材の体系上の地位

(二)學習の基礎訓練上の地位

四、教材と兒童との關係に對する考察

(一)兒童の生活との關係

(二)教材の程度と難易の關係

(三)興味との關係

(四)季節、材料、用具との關係

目　的

指導方針

準　備

兒童、教師共に材料及工具を整備し置くこと

指導過程

一、目的指示
二、生活經驗の想起（教材と生活との關係吟味）
三、既習事項の想起
學習の中心の發見と之が學習の自覺を促す
四、計　　畫
（一）工作圖の作製
（二）參考資料の研究
（三）既習作品に對する反省
（四）材料、工具等の整備
五、製　　作
全体——→部分（常に工作圖と對照せしめつゝ）
一般指導、分團指導、個別的指導
六、整　　理
（一）作品と工作圖との對照、反省
（二）既習作品と比較
（三）鑑賞、批評
（四）生活への適用
（五）用具の整理、後片付

◎農　業　科

教　　材
教材觀
一、教材の使命
農業科教材としての獨自の價値を要約して揭ぐ
二、教材の機構の吟味
（一）理論教材として取扱ふべき事項
特に農業科としての本質的な事項の究明
（二）實習教材として取扱ふべき事項
（三）兩者の配合關係
三、教材の系統排列に對する考察
（一）理論教材としての系統
（二）實習教材としての系統
（三）他教科との關係
四、教材と兒童との關係に對する考察
（一）季節、實習等との關係
（二）兒童の生活との關係
（三）鄕土との關係
目　　的
指導方針

準　備

指導過程

一、目的指示

二、生活經驗の想起

三、既習事項の想起

學習の核心の認識と學習態度の確立

四、計　畫

(一)作業順序の想定

(二)用具の整備

(三)既習事項に對する反省

五、實　習

一齊作業
分團作業　示範、批正
個人的作業

六、整　理

(一)結果の反省

(二)既習事項との比較

(三)生活への適用

(四)次教材への連絡

六、鄕土教育

一、目　的

鄕土の文化的個性を通して、鄕土の特異性を認識させ、善良有爲なる鄕土人たらしめ、併せて全人的綜合的直觀の教育原理を達成し、各科學習の基礎的陶冶に資す

二、施　設

(一)鄕土室の經營

(二)鄕土誌の編纂

(三)鄕土の臨地研究

(四)鄕土教育展覽會（當町の史跡保存會主催の鄕土資料展覽會と連絡をとる）

(五)兒童の鄕土研究展覽會

三、實　際

次表「鄕土教育教材配當表」により毎月一回鄕土學習を實施す

年	四月	五月	六月	七月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
高	安中町	米	蠶業			公民	郷土の藝術	張地方所			
一	郷土生活の概觀	郷土の地質氣候と農業	蠶糸學校と會社と組合と主なる	公金貸屋と信用組合	安中町の歴史（史蹟めぐり）	銀行金融機關	縣會、町政及縣政の發達	郷土の新聞雜誌	年中行事	安中町の豫算	郷土の人物
二	職業調査	安中町の商工業	蠶糸學校取締所 土木出張所	小作、自作 男女青年團	縣、郡、町農會		本縣史蹟名勝及國寶 天然記念物		我が縣民性	我等の郷土安中町	我等の郷土安中町

	一年	二年	三年	四年	五年	六年	高一	高二
四月	ガツカウ	學校のくさき	おしやかさま	私達の家	安中町の神社	在郷軍人と安中町出身戰歿者	郷土生活の概觀	職業調査
五月	タンゴノセック	私の家	方角	私共の學校	安中町の氣候	安中町の農業	郷土の地質氣候と農業	安中町の商工業
六月	オウチノヒト	安中の牛乳屋	安中のまはり	私共の町	安中町の養鯉業	安中町の商工業	蠶糸學校と主なる會社と組合	蠶糸學校蠶業取締所土木出張所
七月	タナバタマツリ ナツヤスミ	夏のびやうき	碓氷川と九十九川	安中町の土地	町の衛生	電氣會社	公益質屋と信用組合	小作、自作男女青年團
九月	オヒガン	あらし	富岡上等兵	安中町から出る主なる品物	安中町の寺	町村の職業	安中町の歴史（史蹟めぐり）	縣、郡、町農會
十月	十五夜	秋の草花	秋の果物	主な道路と乘物	郷土の体育	郵便局	公民	銀行金融機關
十一月	イネカリ	麥まき	取入れ	安中町の人口戶數	安中町の消防と防火設備	安中町教會	郷土の藝術	縣會、町政縣政の發達
十二月	二ガツキノワタクシタチ	くれの町	安中城	安中町の歴史と町役場	店頭裝飾と大賣出し	安中警察署と地方裁判所安中出張所	郷土の新聞雜誌調査	本縣史蹟名勝天然記念物及國寶
一月	オ正月	なゝくさ	安中停車場	碓氷郡のあらまし	安中の史蹟と名所	安中町の納稅	年中行事	我が縣民性
二月	マメマキ	せつぶん	友達の家	同	娯樂調査	町會	安中町の豫算	我等の郷土安中町
三月	ヒナマツリ	ひな市	安中町の言葉	私達の安中町	安中町の教育施設	我校の卒業生	郷土の人物	我等の郷土安中町

七、職業指導

一、特殊地位に在る本校の事情

本町は現在戸數一千六百六戸にして、人口は八千五百五十二人、之を本籍人口一萬五百三十五人に比して現住本籍者は五千八百六十二人、其他は寄留者にして在外出寄留者は約五千に近い情況から考察し、又一面土地の産業近郷との取引其他より類推して、現在以上に戸口を包有することは全く不可能の狀況に置かれてゐる。

出郷者が比較的多くて在留者の少ないことは既に土地に於ける生活の急迫を物語るものであり、特殊産業の發達しない限りは、將來の教育は必ずや他郷に出稼する覺悟と準備を要することは充分考慮に入れ置かねばならぬ。近來農村不況の影響は愈轉職出郷者の希望を多くし青年學校乃至は壯丁以後のもので此相談に學校を訪ふものが多いことは誠に遺憾の事である。これは小學校に於て本教育が未だに徹底を缺いて居た事の證左と見ねばならぬ。

最近の卒業生移動の狀況の一例に見ても以上を如實に物語つてゐる。

卒業生移動狀況

年次	卒業生			他出者		
	男	女	計	男	同上%	女	同上%
昭和八年度	四二	四四	八六	二三	五四、七六	一二	二七、二七
昭和九年度	五六	二四	八〇	二九	五一、八〇	一〇	四一、六六
昭和十年度	五〇	四六	九六	二一	四二、〇〇	一七	三六、九六

以上の諸理由により特に本教育を重視し、別表の豫定を定め其實施に當りつゝあり、兒童調査は各方面より出來得る限り綿密になし教育原簿に記入す。記入の方法は『記入手引』による。

我校職業指導計畫

入學前	尋一—四	尋五	六	高一	高二	卒業後
		一身體檢査 職業指導ニ必	一身體檢査	一身體檢査 肺活量	一就職者トノ連絡	
學校ト家庭	新入學生保護者會	保護者會 各學年別保護者會	全校父兄會 年一回			
		一、職業紹介 (一)連絡職業紹介所 (二)學校調査ノ紹介網ノ利用 1 毎年九月卒業生名簿發送 2 同上希望職業調査書發送 3 同上希望地調査書發送 4 個性調査ノ大要 二、保護者會 毎年希望別保護者會 三、個人面接			一未就職者ノ紹介 二未就職者トノ連絡 三未就職者ノ個人訪問	

我校職業指導計畫

	入學前	尋一—四	尋五	尋六	高一	高二	卒業後
學校ト家庭	新入學生保護者會	保護者會 各學年別保護者會 全校父兄會 年一回					
學校教育	一身體檢査 二家庭調査 三血液型檢査（參考）	一身體檢査 二家庭調査 三訓練ノ個性調査 四訓練ノ具體的事項ノ指導 五勞作主義ノ教育	一身体檢査 二個性調査 性能檢査 その一 三訓練事項ノ調査並ニ指導 四勞作主義ノ教育 五職業講話 毎月一回	一身體檢査ニ必要ナル職業指導檢査 二職業講話 毎月二回 三個性調査 性能檢査 その二 四環境調査 五訓練ノ具體的事項 六勞作愛好ノ教育 七進學指導 八長期休業中ノ職業見習	一身體檢査 二家庭調査 三職業講話 毎月二回 四訓育 個人指導 五勞作愛好ノ教育 六實業科目ノ徹底 七修身科ノ重視 八特殊學科ノ指導 珠算 細字 簿記大要 九農村指導	一身體檢査 肺活量 脚力 外貌 特異性 其他 二家庭調査 三個性調査 精神機能 感受機能 學習成績 四職業講話 承前 五訓育 個人指導 六希望職業ノ選擇 自己發見 助力 指導 七希望職業ノ調査研究 八職業上ノ指導 九長期休業中ノ職業實習 十實地見學	一就職者トノ連絡 文書ノ往復 雇傭者訪問 雇傭者トノ文書往復 二歸鄉會 正月歸鄉ノ際 三上級學校トノ連絡 文書ノ往復 上級學校在學生同窓會 年一回 四轉職指導
	一、職業紹介 （一）連絡職業紹介所 （二）學校調査ノ紹介網ノ利用 1 毎年九月卒業生名簿發送 2 同上希望職業調査書發送 3 同上希望地調査書發送 4 個性調査ノ大要	二、保護者會 毎年希望別保護者會	三、個人面接				一未就職者ノ紹介 二未就職者トノ連絡 三未就職者ノ個人訪問

教育原簿

心臟	
腹部臟器	
其他ノ疾病異常	
体力	
觀察要否	
本人ニ對スル注意	
職業ニ對スル注意	
既往症	
体格概評	
備考	

吃音 腋臭 口臭 左利 兩手利 不具

高等科第二學年										
四	五	六	七	九	〇	二	三	一	二	三	合計

印長校	
	6
	1
	2

印任擔	
	6
	1
	2

教育原簿

兒童及家庭環境

兒童氏名	生年月日	入學轉入	入學前經歷	卒業退學	退學理由	住所	本籍
	大正 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 入學 轉入		昭和 年 月 日 卒業 退學		碓氷郡安中町大字 番	

保護者氏名	住所	續柄	職業	家族	家庭情況	附近ノ情況	備考
	碓氷郡安中町大字 番			父 母 祖父 祖母 兄 弟 姉 妹 使用人 同居人			

身体狀況

項目／年齢	身長	体重	胸圍	榮養	脊柱	視力	色神	眼疾	聽力	耳疾	齲齒	肺	心臟	腹部臟器	其他ノ疾病異常	体力	觀察要否	本人ニ對スル注意	職業ニ對スル注意	既往症	体格概評	備考
歲	大 中 小	大 中 小	大 中 小			右 左					上 下											
歲	大 中 小	大 中 小	大 中 小			右 左					上 下											
歲	大 中 小	大 中 小	大 中 小			右 左					上 下											
卒業前	大 中 小	大 中 小	大 中 小			右 左					上 下											

吃音 腋臭 口臭 左利 兩手利 不具

出欠席狀況

尋常科第六學年

學年月別	四	五	六	七	九	一〇	二	三	一	二	三	合計
出席												
缺席 病												
缺席 事												
忌引												
遲刻												
早引												

高等科第一學年

學年月別	四	五	六	七	九	一〇	二	三	一	二	三	合計
出席												
欠席 病												
欠席 事												
忌引												
遲刻												
早引												

高等科第二學年

學年月別	四	五	六	七	九	一〇	二	三	一	二	三	合計
出席												
缺席 病												
缺席 事												
忌引												
遲刻												
早引												

校長印	擔任印
6	6
1	1
2	2

個性調査

事項 / 學年	智的特徴			情意的特徴									動作言語容姿						嗜好特技			其他			總合	處置效果
	智能	觀察	工夫	氣分	根氣	沈着	果斷	忠實	協同	奉仕	統率	惡癖	機敏	力量	器用	疲勞	言語	容姿	好惡	趣味	特技	身体的障碍	家庭情況	環境情況		
六年												盜 浪費 放浪 虚言														
高一年												盜 浪費 放浪 虚言														
高二年												盜 浪費 放浪 虚言														

進路ノ指導

希望職業又ハ學校	
其ノ理由	
綜合的査定	
進路	
決定	
輔導	

備考

學業成績

教科 / 學年期	高二學年 三	高二學年 二	高二學年 一	高一學年 三	高一學年 二	高一學年 一	六學年 三	六學年 二	六學年 一
修身									
國語 讀書									
國語 綴方									
算術 筆算									
算術 珠算									
國史									
地理									
理科									
圖畫									
手工									
唱歌									
体操									
農業									
家事									
裁縫									
計									
合									
行操									
次席									
賞									
修了年月日									

個性調査	事項 / 學年	智的特徴			情意的特徴									動作	
		智能	觀察	工夫	氣分	根氣	沈着	果斷	忠實	協同	奉仕	統率	惡癖	機敏	力量
	六年												盗 浪費 放浪 虚言		
	高一年												盗 浪費 放浪 虚言		
	高二年												盗 浪費 放浪 虚言		

進路ノ指導		
	希望職業又ハ學校	
	其ノ理由	
	綜合的査定	
	進路	
	決定	
	輔導	

備考	

兒童教育原簿記載手引

一、兒童氏名　戸主との續柄を記すこと

二、住所　大字名小字名番地區名を記すこと、寄留者は番地下の括弧内に其旨を單獨寄留者は單寄留と記すこと

三、通學距離　約二〇〇米の如く大体を記すこと

四、本籍　寄留者に限り記入のこと

五、入學轉入　不用の一方を二縱線にて消すこと

六、退學理由　寄留退去何郡何校に轉校、尋卒の如く記すこと

七、入學前の經歷　半途入學者に限り記入のこと

八、環境欄

一般上の注意　1尋一担任者は四月末日までに家庭訪問を行ひ所要事項を調査し當該欄に記入のこと

2尋二以上の担任者は同前の方法により其の後の異動につき調査記入のこと

3中途轉入兒童の分は担任者に於て其都度調査し受持當初欄に記入すること、此の場合は尋二以上の兒童なるときは受持當初欄に其學年を記入し其の後の異動欄に於て當該學年以前の各欄に斜線を引くこと

(一)家庭欄

1家族　父　母(繼)　祖父　祖母(亡)　兄(長　鐵道員　次　高中生)　姉(一)　弟(〇)　妹(尋三)　其の他(婢一)　計九人の如く

2 生活程度
(1)家族の職業　母　産婆　兄　會社員の如く
(2)住宅の衛生
(3)生活程度　は該當箇所の右に縦線を引くこと
生活程度は次の如く三段階となす
上　戸數割賦課額が平均の二倍以上のもの
中　右同以下平均賦課額の二分の一までのもの
下　同平均賦課額の二分の一以下のもの

3 家風　當該箇所の右に縦線を引くこと

4 教育の狀況
(1)理解の程度　教育尊重の念厚く學校と協調的態度を有するものを『上』とし無理解にして協調的態度なきもの及全く無頓着のものを『下』とし普通のものを『中』とし當該箇所に縦線を引くこと
(3)躾　嚴格、自由、は父兄に於て教育的定見を有するもの、而もそれが理想的と思はるゝものを教育的し、普通は教育的定見を持つにあらざるも時に應し訓練上注意する程度のもの
放任は兒童の身を考ふる餘地機會を有せざるもの

5 兒童の生活
(1)遊　家庭に於て全く遊びに暇りがちなるもの、學習はよく遊ぶも適當に豫習復習をなすものを意味し當該事項の右に縦線を引くこと

(2)家事の手傳　子守掃除炊事等平素行ふ仕事につき簡明に記すこと
(3)家業の手傳　平素よく行ふ仕事につき同前
(4)特殊勤勞　新聞配達等其の種類及收入使途
6 其の他　一家獨立すること能はす方面事業其他より補助を受くるか如き特殊事情其他前記以外の事情にして參考となるべき事項を記入すること

(二)近隣欄
1 主なる職業　料理店多し
2 生活程度　日雇業のもの多數生活程度下のもの多し
3 交友關係　年少のものと交り餓鬼大將となる　某の如き惡友と交り其の感化を受くる傾あり等簡單に其狀況を記すこと

九、身体欄
1 体格　長肥　短肥　長瘦　短瘦　中肉中背　等
2 体質　頗る强健　强健　普通　薄弱　病弱　等
3 疾病　身体檢査票による
4 異常缺陷　近眼　左失明　重聽　色盲　背ムシ　頸曲　扁平足
5 体力　後頭部に禿あり　跛足等特殊的の事項を記入すること

10、成績欄　別に定むる所により測定記入のこと
1 學業　甲、乙、丙の如く記入
2 出缺席　出二三五　病三　事三　の如く

3 操行

4 席次

5 賞

甲、乙、丙等の如く

五十八人中の三番を3—58の如く

優良、佳良、特別、善行　の如く

二、知的特徴

以下絶えざる觀察により次の觀察要領附觀察の機會一覽を參考とし簡單なる語句を以て記入すること（職業指導調査協議會答申による所多し）

事項	要領	附觀察の機會
知能	頭がよいか惡いか	各科の學習、常識問題の解決、復習又は考査
工夫	學習の態度が自學的か受動的か、よく考案するか全く模倣的か	各學科の學習、特に新教材の學習、手工、圖畫、遊戯、自習時、質問又は讀書の態度等
觀察	事物や、出來事に對する觀察の仕方が精密であるか、粗雜であるか、觀察の範圍が廣いか、狹いか	理科、地理、綴方、圖畫談話、見學等

事項	要領	附觀察の機會
氣分	むら氣か否か　激し易いか否か	教室内外での言語動作、特に修身、講話、遊戯、作業、手工、休み時間談話會、當番、遠足修學旅行
根氣	根氣がよいか倦き易いか　注意が持續するか散漫か	授業時中の學動特に算術手工、作業、裁縫、遊戯、等の場合又は遠足旅行等
沈着	愼重に行動するか輕卒であるかあわて易いか否か	教室内での動作特に應答、遊戯、作業等
果斷	自分の所信を貫くか、それとも因循姑息であるか、決斷力があるか、愚圖つくか	一般動作特に應答、遊戯遠足、旅行、學藝會、交友關係
忠實	自己の責務を忠實に履行するか怠惰で當にならぬか、長上の命令によく服從する	當番、出席狀態、復習、豫習、宿題、日記、校規及び命令の實行

	るか陰日向があるか	協同	奉仕	統率	惡癖	機敏	力量
	友達と協同心が強いか孤立したがるか	喜んで他人のために奉仕するか骨惜みをするか	他人を指揮支配することに長じてゐるか否か	盜癖、浪費癖、放浪癖、虛言癖、その他教育上注意すべき惡癖があるか	動作が機敏であるか緩慢であるか	筋力が強いか弱いか
	遊戯、作業、休み時間、當番、自治會、遠足、運動會、學藝會、修學旅行、交友關係	花壇の手入、教室の整理整頓、公共物の手入交友關係等	遊戯、作業、休み時間運動會、遠足、當番、交友關係等	登校及歸校途上の事件休み時間、家庭の內外での事件等	体操、遊戯、作業、休み時間等	体操、遊戯、擧動特に出來得れば力量測定等

器用	疲勞	言語	容姿	好惡
手先が器用か不器用か	心身が疲れ易いか否か	言語が明瞭か不明瞭か方言低音吃音言語障害によつて意志表示が妨げられるか否か尙上品か下品か	身嗜がよいか惡いか服裝が正しいか否か氣品があるか無いか容姿がよいか惡いか	どんな學科が好きでどんな學科が嫌いか
圖畫、手工、裁縫、作業等	一般授業時間、特に体操遊戯、筆記、作業、遠足放課後の情態等	讀方、話方、綴方、談話質問應答、學藝會等	容貌、服裝、坐作、進退等	兒童の供述、學業成績

父兄及兒童の供述

趣味	特技
音樂、繪畫、讀書、競技、旅行、蒐集、娯樂、その他に關して特別の趣味を有するは何か	學科以外の技藝例へば自轉車、刺繍、ミシン、寫眞、珠算、製圖、其他すぐれたるものは何か

父兄及兒童の供述
競技會、成績及作品展覽會等

三、性格概觀

全体として兒童の性格を見るとき情意の統合調和か不調和かによつて行爲表現の方法に多様の型式を表はすことから大体次の四つの型に分けて其特異性を記載する

A意志型

善にも惡にも意固地が強い強情張りで道理によつて「すらり」と了解されない強情我慢が強く萬事がねばり強い行き方をする兒童である

B理性型

強い信念と道理を楯にして如何なる妥協も甘言も「キッパリ」はねつけて一人立ちになつても抗爭せんとする様な性質で一見孤獨的の所のある短所も見える

C感情型

輕快とか憂鬱とかの感情生活が殊更強くてそれが言語動作上にも表はれ理性の働きは際立つて強く見えない型の子供がある

D中庸型

以上三型を通じて著しい特色を持たない普通の子である

性格形成の過渡期にある子供であるが故に多くは此型に入るもので著しい特色をもつ者は割合に少い

以上の外自已感情が強くて友達を持つことの出來ない「孤獨型」他を包容し協調の巧みな「協調型」常に勢力家の傘下に追從して盲動する「追從型」等の特色ある兒童もあることも注意すべきである

三、個人型

職業生活に密接な關係を持つ所から尋常五年位になつて個性の相當現はれる様になつてから正しい觀察をして大体次の四つに分けて記入する

A知的型

抽象的な仕事をするに適し理知に富み讀書癖を持ち知能の非常に高い穿鑿を好む性質の兒童である多くは專問的職業に適する兒童である

B經綸型

人を對象とする仕事に適當な人柄を有する兒で支配力を有し人に好感を與へ目先がよく利いて機に投することの出來る兒童である職業には事務的職業會社工場等の經營に向く型で大体は商業に携はるに向く兒童である

C技術型

物を對象とする職業の類型である手先が非常に器用で數理を用ふることを好み人に興味なく無口で交際下手で抽象的な仕事にも不得手な特質を有してゐる技術者熟練工半技術半勞働の職業に關係多い類型である

D力量型

自分の体力を用ふることに興味があつて抽象的作業に不得手で人との接衝拙劣物を組織する能力が比較的少い唯自分の腕力を擅にすることに興味のある類型で主として勞働に携はる然し此型から屢々偉人を出すことのあるは注意すべき点である

一四、指導方針

基礎的調査に基いて指導方針を確立し記載すること

例 1本兒の教育的地盤なる家庭及環境は頗る不利な事情にある家庭訪問によつて搦手から徐々に向上を期したい

例 2本兒の精神的素質は一般に低劣である唯比較的身体の强健なのが特徴であるこれを手がゝりに漸次各方面の自覺を促し以て學級社會有用なる一員たらしめたい

例 3一時に過多の要求をなさず極めて卑近な言語容儀と言つた樣な所から根强い指導を試み一歩々々地味に着實に建設の歩を進めたい

一五、指導經過

絶えざる觀察の上に立つ實際指導の要領經過の狀況等につき記載すること

一六、家庭との連絡

各受持當初に於て必ず一回尙必要に應じなるべく家庭訪問を行ふと共に其他家庭との連絡につとめ其要領及處理を簡明に記すこと

一七、進學及職業指導

尋五に至り進學職業に對する希望につき調査し適當なる指導を與ふると共に之が處理及經過につき簡明に記すこと

⊙我校職業紹介網一覽

一、高崎職業紹介所（連絡紹介所）

二、東京市在住本町出身者（六名選擇連絡）

會社員 一
銀行重役 二
菓子商問屋 一
洋服問屋 一
醫師 一
計六名

三、名古屋市在住本町出身者（一名連絡）

百貨店重役 一
計一名

四、大阪市在住本町出身者（三名選擇連絡）

會社支店長 一
造船所監督官 一
會社員 一
計三名

五、其他各地在住本町出身者（二名）

銀行重役　一千葉
醫療器械店　一函館　計二名

六、在外各地在住本町出身者

會社員　朝鮮　一
同　上海　一
實業家　ロスアンゼルス　一
寫眞業　シンガポール　一　計四名

備考　學校直接連絡の各地出身者とは年二回文書の往復をなし隔年に一回學校より訪問連絡を行ふこと（外國別）

八、遠足及修學旅行

一、目的

兒童の見聞を廣め、心身の鍛練と團体的行動の訓練をなし、併せて遠足旅行趣味の涵養を圖る。

二、豫定地

學年／年度			
奇數年度	桂昌寺	原市の城山	高崎市
偶數年度	少林山	前橋市	妙義山
	貫前神社	太田町	
尋一	尋二	尋三、四	尋五、六	高一、二

⊙此の外高二は縣外旅行實施

九、映畫教育

一、目的

教育映畫のもつ映畫の教育的効果に立脚して、知識の擴充、情操の陶冶をなし、併せて團体的訓練の徹底を期す

二、施設

(一)映寫機の購入
(二)ヒルムの購入及借入
(三)映畫室の設備（當分講堂及理科室充用）
(四)映畫教育研究部設置

三、實施方法

(一)教材映畫のみを或る教材に連關して學級單位に取扱ふ場合と、數個學級、數個學年を合併して、適當にプログラムを組んで觀覽させる場合との二種とす
(二)映畫に就いては適切なる解說と、映寫後に於ける指導に特に留意し、教育映畫の効果を十分に發揮せしむ
(三)入場、閉幕、消燈、映寫・開幕、点燈、退場等の場合に規律、節度、靜肅等の映畫觀覽上の訓練に留意す

一〇、展覽會、學藝會

一、目的

平素學習收得せる學習事項の發表をなさしめ、以て學藝の向上伸展を圖ると共に、父兄に之を公開して家庭との連絡を緊密ならしむ

二、實施方法

(一)學藝會を分ちて左の二種とす

1 全校學藝會

毎年一回開催、父兄母姉に公開す

2 學級學藝會

各學期末に各學級單位に開催し、公開せず

(二)展覽會を分ちて左の二種とす

1 全校展覽會

毎年一回全校學藝會と同期日に開催し、父兄母姉に公開す

2 學級展覽會

各學期末、各學級單位に開催し公開せず

(三)優秀作品は參考品として學校に保存す

一一、掲示教育

一、掲示教育を分ちて次の二種とす

(一)學級掲示教育

(二)學校掲示教育

二、學級掲示教育は、學級訓育上必要なる事項又は學習參考資料等の掲載をなし、學級擔任適宜之を

行ふものとす

三、學校掲示教育は、校庭に掲示板を設置し、時事問題、全校訓育事項、文藝讀物等の掲示をなし、掲示教育係之を掌る

掲示事項は「掲示教育簿」に記載し、教務主任の檢閲を受く

五、訓練に關する事項

一、訓練方針

「教育ニ關スル勅語」の御聖旨を發揚し、兒童の實踐に訴へて直接に情意を陶冶し、善良なる習慣を養成し、圓滿高尚なる道德的品性の育成と、熾烈なる實踐力の涵養とに努む

二、訓練十則

訓練方針の實現を圖るため左の訓練十則を定む

1 教師ハ常ニ實踐躬行活模範ヲ以テ兒童ヲ率フヘシ

2 教師ノ態度ハ如何ナル場合ト雖モ兒童敬慕ノ中心タルヘシ

3 教師ト兒童トハ一如ノ關係ニアラシムヘク兒童ノ過チハ我カ過チトセヨ

4 訓戒ハ兒童ノ行動ヲ知悉ノ上行フヘク深キ熱ト厚キ愛トヲ以テ導クヘシ

5 教師ノ愛ハ全兒童ノ魂ノ上ニ平等ニ及フヘク寸毫モ偏愛ヲナスヘカラス

6 特殊兒童ノ訓育ハ擔任教師ノミニ止ラス常ニ全校職員之ニ當ルヘシ

7 兒童ノ家庭トハ常ニ緊密ナル連繫ヲ保持スヘシ
8 實踐ヲ重ンシ理論ヨリ實行ノ人物ヲ養成スヘシ
9 常ニ兒童心身ノ發達ニ留意シ過重ノ負擔無カラシムヘシ
10 快活ナル活動的精神ノ涵養ニ努ムルタメ校訓ノ愛好者實踐者タラシムヘシ

自治
従順 ……强健ナル情意ノ統一
誠實 ……明ルキ知情意ノ圓滿ナル調和的發達

三、訓練要目

(一)全校兒童の訓練の統一を圖るため別表の如く訓練要目を設定し、兒童の實踐標題たらしむ
(二)各月の訓練要目は其の月の初めに會禮に於いて訓話し、且つ各學級及校舍の要所に掲示す
(三)訓練要目は自治會の綱領たらしめ、自律的に實踐する樣努めしむ

兒童訓練要目

安中尋常高等小學校

月／德目／學年	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一
四月 規律	ヤスミジカンハオニハデアソブラウカヲハシラナイ	きやうしつにねのこりしない らうかをはしらない	きやうしつに居のこりしない くわいれいの時は早くあつまる	きやうしつに居のこりしない くわいれいの時は早く集る	左側通行をする	左側通行する	左側通行する
五月 沈着	オコタヘハオホキナコエデスルスコシノコトデナカナイ	こたへははつきりとげんきよく	きやうしつの出入りをしづかに	教室の出入をしづかにする	教室の出入を靜かにする	教室の出入を靜かにする	教室出入を靜肅にする
六月 衛生	ハンケチハナガミヲワスレヅニシセイヲヨクスル	はんけちはながみをわすれずにきやうしつのさうじをよくする	たべもののすきからだをいつもきれいにする	食物のすききらひをしない 身體をいつもきれいにする	食物のすききらひをしない 身体をいつも清潔にする	食物のすききらひをしない 身体をいつも清潔にする	偏食しない 身體は清潔に容儀は正しくする
七月 公德	ホカノキヤウシツヲノゾカナイサナイ ラクガキヲシナイ	べんじよをよごさない らくがきをしない	べんじよをよごさない らくがきをしない	机やこしかけをいためない たんやつばは外へしない	學校の道具をいためない 落書を消す	學校の道具をいためない 神社や寺の草木を大切にする	便所を何時も清潔にする 公衆集合の場合は禮儀を正しくする
八月 敬神崇祖	オミヤヤオテラヲヨゴサナイ カミサマホトケサマヲオガム	じんじやのまへをとほるときれいをする かみさまほとけさまをおがむ	じんじやの前を通る時れいをする 神様ほとけ様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様ほとけ様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様佛様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様佛様を拜む	神社の前を通る時禮をする 神様佛様を拜む
九月 禮儀	センセイニオジギヲスル 「オハヤウ」「サヨナラ」ヲイフ	せんせいやおきやくさまにれいをする らんぼうなことばをつかはない	先生や目上のものには禮をする 目上の人にそまつな言葉をつかはない	先生や目上のものには禮をする 目上の人にそまつな言葉をつかはない	職員室講堂の出入には禮をする 下品な言葉をつかはない	職員室講堂の出入には禮をする 下品な言葉をつかはない	あだなをつけたり友達を呼びすてにしない 下品な言葉をつかはない
十月 勇氣	スコシグライデオコラナイ ソトデゲンキヨクアソブ	すこしのことでおこらない げんきよくあそぶ	少しの事でおこらない げんきよくうんどうする	人の過ちを怒らない 元氣よく運動する	人の過ちを怒らない 元氣よく運動する	人の過ちをゆるす 元氣よく運動する	あだなをつけたり友達を呼びすてにしない 他校の先生に禮を正しくする
十一月 勤勞	ヨクオモリヲスル	おさうじをまじめにする	おさうじをまじめにする	お掃除をまじめにする	力のいる仕事をいやがらないでする	力のいる仕事をいやがらずにする	力仕事を嫌はない
十二月 敬愛	オトモダチノワルクチヲイハナイ 大キイ人ノイフコトヲヨクキク	ともだちのわるくちをいはない 大きい人のいふことをきく	友だちをよびすてにしない 大きい人の言ふことをきく	友達を呼びすてにしない うちの人や先生にていねいなことばをつかふ	下級生をいたはる 人の惡口やあだなをつけない	下級生をいたはる 人の惡口やあだなをつけない	下級生をいたはる 不仕合せの人に親切にしてやる
一月 自治	ワスレモノヲシナイ ジブンタチノキヤウシツヲキレイニスル	じぶんのことはじぶんでしまつする じふんのきやうしつをきれいにする	じぶんのできることは人にたのまない 級できめたことをまもる	自分のできる事は人にたのまない 級できめたことを守る	自分の級は皆でよくする 級できめたことを守る	自分の級は皆でよくする 級で決定したことを守る	共同して學校をよくする 級で決定した事を守る
二月 忍耐	アサオモヒキツテオキル ガマンシテベンキヤウスル	あさおもひきつておきる がまんしてべんきやうする	さむさにまけずにべんきやうや勉強をする べんきやう中はしせいよく	寒さにまけずに勉強や運動をする しはじめたことはやり通す	惡口を言はれても怒らない しはじめた事はやり通す	惡口を言はれても怒らない しはじめた事はやり通す	些細の事で怒らない 察さに負けず運動や勉強する
三月 反省	イロイロノセイセキブツヲマトメル ヨイ子ニナツタカ	いろいろのせいせきぶつをまとめる よいせいとになつたか	いろいろのせいせきぶつをまとめる よいせいとになつたか	いろいろのせいせきぶつをまとめる せいせきのわるかつたものはよくし、よいものはなほよくする	成績物をまとめる 自分の不得手の學科をよく勉強する	成績物を整理する 自分の不得手の學科をよく勉強する	成績物を整理する 自分の成績操行の反省をする

兒童訓練要目

安中尋常高等小學校

一尋	二尋	三尋	四尋	五尋	六尋	高一	高二
ミジカンハ ハデアソブ カヲハシラ	きやうしつにゐのこりしない らうかをはしらない	きやうしつに居のこりしない くわいれいの時は早くあつまる	きやうしつに居のこりしない 左側通行をする は早く集る	室内外の區別をよく守る 左側通行する	室内外の區別を嚴守する 左側通行する	室内外の區別を嚴守する 左側通行する	室内外の區別を嚴守する 左側通行する
タヘハオホ コエデスル シノコトデ ナイ	こたへははつきりとげんきよく 少しのことで泣いたりおこつたりしない	きやうしつの出入りをしづかにする 少しのことで泣いたりおこつたりしない	教室の出入をしづかにする 少しのことで泣いたりおこつたりしない	教室の出入をしづかにする なんぎなこともがまんしてやる	教室の出入を靜かにする 難儀なこともがまんしてやる	教室出入を靜肅にする 難儀なことも我慢してやる	教室の出入を靜肅にする 難儀なことも我慢してやる
チハナガ スレヅニ ヨクス	はんけちはながたべものすみをわすれずにきらひをしない きやうしつのさからだをいつもうじをよくする	食物のすききらひをしない 身體をいつもきれいにする	食物のすききらひをしない 身体をいつも清潔にする	食物のすききらひをしない 身体をいつも清潔にする	偏食しない 身體は清潔に容儀は正しくする	偏食しない 身體は清潔に容儀は正しくする	偏食しない 身體は清潔に容儀は正しくする
キャウシ ゾカナイ キョシナ	べんじよをよごさない らくがきをしない	べんじよをよごさない らくがきをしない	机やこしかけを學校の道具をいためない たんやつばは外へしない	學校の道具をいためない 落書を消す	學校の道具をいためない 便所を何時も清潔にする	便所を何時も清潔にする 公衆集合の場合は禮儀を正しくする	便所を何時も清潔にする 公衆集合の場合は禮儀を正しくする
ヤオテラ ナイ マホトケ ガム	じんじやのまへをとほるときれいをする かみさまほとけさまをおがむ	じんじやの前を通る時れいをする 神様ほとけ様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様ほとけ様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様佛様をおがむ	神社の前を通る時禮をする 神様佛様を拜む	神社の前を通る時禮をする 神様佛様を拜む	神社の前を通る時禮をする 神様佛様を拜む
ニオジ ル 「サ ライフ	せんせいやおきやくさまにれいをする らんぼうなことばをつかはない	先生や目上のものには禮をする 目上の人にそまつな言葉をつかはない	先生や目上のものには禮をする 目上の人にそまつな言葉をつかはない	職員室講堂の出入には禮をする 下品な言葉をつかはない	あだなをつけたり友達を呼びすてにしない 下品な言葉をつかはない	あだなをつけたり友達を呼びすてにしない 他校の先生に禮を正しくする	あだなをつけたり友達を呼びすてにしない 他校の先生に禮を正しくする
ライデ イ	すこしのことでおこらない	少しの事でおこらない	人の過ちを怒らない	人の過ちを怒らない	人の過ちをゆるす	人の過ちを赦す	人の過ちを赦す
ンキョ ブ	げんきよくあそぶ	げんきよくうんどうする	元氣よく運動する	元氣よく運動する	元氣よく運動する	活潑に運動する	活潑に運動する
リョス	おさうじをまじめにする	おさうじをまじめにする	おさうじをまじめにする	力のいる仕事をいやがらないでする	力のいる仕事をいやがらずにする	力仕事を嫌はない	力仕事を嫌はない
チノワ イハナ ヤオテ イヤガ	ともだちのわるくちをいはない おつかひやお手つだひをいやがらない	友だちをよびすてにしない おつかひやお手傳ひをいやがらない	友達を呼びすてにしない おつかひやお手傳ひをいやがらない	下級生をいたはる お使ひやお手傳ひをいやがらない	下級生をいたはる 進んで家事の手傳ひをする	下級生をいたはる 進んで家事の手傳ひをする	下級生をいたはる 進んで家事の手傳ひをする
ライフ クキク	大きい人のいふことをきく	大きい人の言ふことをきく	大きい人の言ふことをきく	うちの人や先生にていねいなことばをつかふ	人の惡口やあだなをつけない	人の惡口やあだなをつけない	人の惡口やあだなをつけない
ヨシ ノキ キレ	じぶんのことはじぶんでしまつする じふんのきやうしつをきれいにする	じぶんのできることは人にたのまない 級できめたことをまもる	じぶんのできる自分のできる事は人にたのまない 級できめたことを守る	自分の級は皆でよくする 級できめたことを守る	自分の級は皆でよくする 級で決定したことを守る	共同して學校をよくする 級で決定した事を守る	共同して學校をよくする 級で決定した事を守る
キッ ベン	あさおもひきつておきる がまんしてべんきやうする	さむさにまけずに寒さにまけずにべんきやうや勉強や運動をする べんきやう中はしはじめたことはやり通す	惡口を言はれても怒らない しはじめた事はやり通す	惡口を言はれても怒らない しはじめた事はやり通す	些細の事で怒らない 察さに負けず運動や勉強する	些細の事で怒らない 寒さに負けず運動や勉強する	些細の事で怒らない 寒さに負けず運動や勉強する
セイ マトメ タ	いろいろのせいせきぶつをまとめる よいせいとになつたか	いろいろのせいせきぶつをまとめる よいせいとになつたか	いろいろのせいせきぶつをまとめる よいせいとになつたか	成績物をまとめる 成績物を整理する 自分の不得手の學科をよく勉強する	成績物を整理する 成績物を整理する 自分の成績操行の反省をする	成績物を整理する 成績物を整理する 自分の學校生活の反省をする	成績物を整理する 成績物を整理する 自分の學校生活の反省をする

四、校外自治團

一、目　的

兒童の校外生活を自治的、社會的、公民的に訓練し、特に共同、團結、親和の精神を養ひ、以て學校教育の補足助長を圖る

二、指導方針

(一)自治的精神を强化し、努めて自治的に活動せしむ

(二)國體觀念の啓培

生活訓練を通して團體觀念を一層明徵にし、盡忠奉公の人格と能力を陶冶す

(三)社會協同精神の體認

校外生活を社會的公民的に訓練し、奉公奉仕の觀念を涵養し、以て善良有爲の社會公民たらしむることに努む

(四)體位の向上

校外生活に於ける體位向上の機會と方法とを工夫せしめ、常に自發的、積極的に健康增進に努めしむ

(五)人格修養

兒童の內面的に有する各種の旺盛なる本能を教育的に醇化し、善導し、純正圓滿なる人格の育成に努む

三、指導事項

(一)敬神崇祖

1 伊勢神宮遙拜
2 神社參拜
3 展　墓
4 鄕土の調査（神社、佛閣、偉人等）
5 家庭に於ける神佛の禮拜

（二）忠君愛國
1 皇居遙拜
2 國旗揭揚
3 國歌合唱
4 戰病死者遺族の弔問、忠魂碑墓碑等の禮拜淸掃
5 陸海軍記念日の行事
6 入退營者出征軍人の送迎
7 偉人孝子節婦等の敬慕

（三）社會奉仕
1 公園、學校、道路等の淸掃
2 各種團體と奉仕事業の協力
3 名所舊跡等の保護

（四）協同互助
1 共同作業
2 共同運動

3 共同貯金
4 同情行爲の奬勵

（五）規律節制
1 服裝整正
2 時間勵行
3 規約遵守
4 風紀肅正

（六）質實剛健
1 早起勤勉
2 耐寒暑の訓練
3 登山、遠足、水泳
4 武　道
5 遊戲、競技
6 衛生救護の訓練
7 團體行進並體操

（七）勤勞愛好
1 家庭作業の手傳
2 勞力奉仕
3 技能の練磨
4 創作の奬勵

(八)自然愛護
1 動植物の愛護
2 野外實習
3 野營生活

四、組織及活動

⊙安中校外自治團團則

第一條　本團ハ安中校外自治團ト稱ス

第二條　本團ハ事務所ヲ安中尋常高等小學校ニ置キ之ヲ本部トス

第三條　本團ハ兒童ノ校外生活ヲ自治的ニ訓練シ社會生活ニ對スル實際的訓練ヲ通シテ善良有爲ナル社會公民タルノ資質ヲ陶冶スルヲ以テ目的トス

第四條　本團ハ安中尋常高等小學校尋常科第四學年以上ノ兒童ヲ以テ組織シ、之ヲ正團員トシ、外ニ尋常科第三學年以下ノ兒童ヲ準團員トシテ之ニ參加セシム

第五條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團　長　一　名　安中尋常高等小學校長ヲ推戴ス
副團長　一　名　同首席訓導ヲ推戴ス
指導員　各班若干名　同校職員ヲ委囑ス
班　長　各班一名　區域內兒童中ヨリ團員之ヲ互選ス
副班長　各班若干名　區域內兒童中ヨリ團員之ヲ互選ス
組　長　各組一名

第六條　役員ノ任務左ノ如シ

團　長　團ヲ代表シ團務一切ヲ統理ス
副團長　團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ代理ス
指導員　各班ノ活動ヲ指導ス
班　長　班ヲ代表シ班務一切ヲ處理ス
副班長　班長ヲ補佐シ班長不在ノトキハ代理ス

第七條　役員ノ任期ハ一ヶ年トス

第八條　本團ノ編成左ノ如シ

第一班　中　宿
第二班　下野尻
第三班　傳馬町
第四班　谷　津
第五班　上野尻
第六班　舊　邸
第七班　小間、米山
第八班　高別當
第九班　古　屋
第十班　小　俣

更ニ各班ヲ若干ノ組ニ分ツ

第九條　會議ヲ分チテ左ノ三種トス

團役員會議
各班役員會議
各班全体會議

第十條　毎月十五日（休日ノ際ハ翌日）ヲ定例訓練日トナシ其ノ他隨時訓練ヲナス

第十一條　本團ハ次ノ如キ行事ヲナス
（前記校外自治團ノ三「指導事項」ニ掲ゲタルヲ以テ省略ス）

第十二條　本團ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ記錄ス
團員名簿
役員名簿
記錄簿
校外自治團日誌（各班毎ニ備フ）

五、自治會

一、自治訓練の徹底を期する爲自治會を設置し、之を左の二種とす
學級自治會
全校自治會

二、學級自法會
（一）尋四以上の各學級に設置し全級兒童を以て組織し、次の役員を置く
指導者　學級擔任
議長　一名

副議長　一名
記錄係　二名

（二）毎月一回自治會を開く、但し必要ある時は隨時開催す
（三）議事は記錄係之を記錄し、學級擔任の檢閲を受くるものとす

三、全校自治會
（一）全校自治會の組織左の如し
代議員　尋四以上各學級の級長及副級長
議長　一名（高二男代議員中より選任）
副議員　二名（高二男一名、高二女一名）
記錄係　三名（男一名、女二名）
指導者　訓練部主任
參與員　訓練部員

（二）毎月一回定例會議を開催す　但し必要ある時は隨時開くものとす
（三）學級自治會に於いて協議せる事項を各學級より議題として提案し、之に就き協議し全校の自治訓練の徹底を期す
（四）決議事項は會禮場に於いて議長之を報告し、且つ掲示板に掲示す

六、個人訓育

一、個性調査を綿密に行ひ、之を訓練簿に記入の上、常に兒童の性行と之を比較觀察し、訓育指導に遺憾なきを期す

二、訓育事項は其の都度訓練簿に記入し、學校長の檢閲を受くること
三、毎年四月中に全兒童の家庭訪問を爲し、其の他必要に應じて隨時之を行ひ、別紙の『家庭訪問カード』に記入す

家庭訪問カード

昭和　年　月　日　擔任　印

科學年　組　　兒童氏名

住所	安中町　番地	通學路	道ガ良イ / 道ガ惡イ / バスノ通路ガアル / 鐵道線路ガアル / 橋ガアル
通學	一粁以下 / 二粁以下 / 四粁以下		

家庭

宗教	佛教　其他（　） / キリスト教　無宗教	主トシテ兒童ノ教養ニアタル人	祖父　父　兄　其他（　） / 祖母　母　姉
兒童ノ將來ニ對スル希望	確 / 中等學校ヘ進マセル / 高等小學校ヘ進マセル / 家業ヲ繼ガセル / 他所ヘ出テ働カセル / 不確	學校ニ對スル希望	有（　　）無
健康	今マデ大病ヲシタコトガアル / 今マデ大病ヲシタコトハナイ / 何時モ丈夫デアル / 風邪ヲヒキ易イ / 頭痛ガ時々スル	習癖	物ヲ粗末ニスル / 嘘ヲイフ / 喧嘩ヲスル / 不作法デアル / 物事ニアワテル / 短氣デアル / 生物ヲイヂメル / 入浴ガ嫌イ

家庭訪問カード

昭和　年　月　日　擔任　印

科　學年　組

兒童氏名

通學狀況

住所	安中町　番地
通學距離	一粁以下 二粁以下 三粁以下 四粁以下
登校時刻	今ノ始業時刻ニ（早過ギル　丁度ヨイ　遲過ギル）
友達	キマツタ友達ガアル キマツタ友達ガナイ
通學路	（道ガ良イ　道ガ惡イ） （バスノ通路ガアル　鐵道線路ガアル　橋ガアル）
歸宅時刻	大體キマツテヰル（　） キマツテヰナイ 大變遲イコトガアル
其他	

家庭

保護者氏名	
家族	祖父（　）　祖母（　） 父（　）　母（　） 兄（　）　姉（　） 弟（　）　妹（　） 其他（　）（　）
成員ノ名	
職業	農　半農半商（　） 商　其他（　）（　）
生活程度	上　中　下
職業	其他
家風	（和合　不和合） （普通　質素　華美）
教育態度	態度（熱心　普通　不熱心） 躾（嚴格　普通　放任）
環境	家屋ノ所在地（良　普通　惡） 學習ノ時間（アル　少シアル　ナシ） 學習ノ指導者（アル　ナイ） 學習ノ物的條件（良　普通　惡）

家庭訪問カード　安中尋常高等小學校

家庭												其他
宗教	佛教　其他（　）	主トシテ兒童ノ教養ニアタル人	祖父　父　兄　其他（　）	祖母　母　姉	兒童ノ將來ニ對スル希望	確	中等學校ヘ進マセル	高等小學校ヘ進マセル	家業ヲ繼ガセル	他所ヘ出テ働カセル	不確	
	キリスト教　無宗教											
學校ニ對スル希望	有（　　）無											
習癖	物ヲ粗末ニスル 嘘ヲイフ 喧嘩ヲスル 不作法デアル 整頓ガ出來ナイ	物事ニアワテル 短氣デアル 生物ヲイヂメル 入浴ガ嫌イ 齒ヲ磨カナイ										
健康狀況	今マデ大病ヲシタコトガアル 今マデ大病ヲシタコトハナイ 何時モ丈夫デアル 風邪ヲヒキ易イ 頭痛ガ時々スル 其他（　）											
睡眠	早寢ノ方 夜更シノ方 早起ノ方 朝寢ノ方	ヨク眠ル ヨク眠ラナイ										
食物	嫌イナモノガアル 嫌イナモノハナイ											
手傳	進ンデ仕事ヲスル 言ヒツケレバスル ナカナカシナイ 言ヒツケテモシナイ	キマツタ仕事ガアル キマツタ仕事ハナイ										
其他												

七、其他訓育に關する諸施設

（一）奉安殿拜禮

全校職員、兒童、登校下校の際奉安殿に拜禮す

（二）會　禮

1 師弟相會し日朝の挨拶を爲し、併せて全校訓練上の指導をなし、且つ團體的精神の涵養を圖るため毎日會禮を行ふ

2 訓話事項

(1) 全校訓練に關する事項

(2) 學校行事或は生活行事に關する事項

(3) 時事問題、偶發事項

3 會禮次第（司有者――看護日直）

集　合　始業五分前（月曜日、木曜日は十分前）

敬　禮

宮城遙拜

訓　話

紹　介

庭			其他
睡眠	食物	其他	
早寝ノ方 夜更シノ方 早起ノ方 朝寝ノ方 ヨク眠ル ヨク眠ラナイ	嫌イナモノガアル 嫌イナモノハナイ		
手傳			
進ンデ仕事ヲスル 言ヒツケレバスル ナカナカシナイ 言ヒツケテモシナイ キマツタ仕事ガアル キマツタ仕事ハナイ			

（其他（　　））

整頓ガ出來ナイ　齒ヲ磨カナイ

七、其他訓育に關する諸施設

（一）奉安殿拜禮

全校職員、兒童、登校下校の際奉安殿に拜禮す

（二）會　禮

1 師弟相會し日朝の挨拶を爲し、併せて全校訓練上の指導をなし、且つ團體的精神の涵養を圖るため毎日會禮を行ふ

2 訓話事項

(1) 全校訓練に關する事項

(2) 學校行事或は生活行事に關する事項

(3) 時事問題、偶發事項

3 會禮次第（司有者――看護日直）

集　合　始業五分前（月曜日、木曜日は十分前）

敬　禮

宮城遙拜

訓　話

紹　介

會禮体操（月曜日、木曜日）

敬　禮

（三）講堂訓話

1 學校訓練の統一を圖り、鄕土偉人を敬慕し、時事問題に對し正しき理解を與ふる等の目的を以て、毎月一回講堂訓話を爲し、學校長及訓導輪番之に當る

2 訓話事項

(1)聖勅の御趣意を發揚する訓諭又は實踐指導

(2)校訓、訓練要目等に關する訓示又は實踐指導

(3)鄕土偉人の事蹟に對する讃仰

(4)鄕土行事、學校行事、生活行事等に關する說話又は實踐指導

(5)偶發事項、時事問題等に關する說示

(四)儀　式

皇室、國家に對する誠忠を心に誓はしめ、國民的精神を涵養せんが爲、最も嚴肅莊重を旨として訓練す

(五)校　旗

1 校旗は左の場合出場せしめ、最も嚴肅に之を取扱ふ

學校を代表する場合

運動會

全校兒童又は學校代表兒童參列する行事の場合

2 校旗の取扱は敎務係之に當り、旗手は最高學年兒童中より選任す

(六)諸檢閲

學習、作業、訓練の結果を認め、之を賞揚し、激勵し、勤勞の美風を高め、作業訓練の徹底を圖る目的を以て左の如く諸檢閲を行ふ

學用品檢閲

學習帳檢閲

服裝檢査

掃除檢閲

(七)吊　慰

兒童をして兒童の家庭に弔慰を表せしむる場合左の如し

1 學級兒童病氣缺席長期に亘るとき　―代表兒童をして見舞はしむ

2 學級兒童死亡の場名――全級兒童會葬し、且つ金壹錢を據出し靈前に香花を供ふ

3 學級兒童の家族に死亡者あるときは、擔任者は學級を代表して弔意を表す

六、養護に關する事項

一、養護方針

太陽と土との大自然に親しましめ、自育自衛の精神を養ひ、强健なる身體、旺盛なる活力の所有者たらしむ

二、養護十則

養護方針の實現を圖るため、養護十則を定む

1 醫療的消極的養護ヲ捨テ太陽ト土トニ親シム自然的積極的養護タルヘシ

2 身體檢査並ニ身體的個性ヲ尊重シ之ニ應スル体育ノ指導ヲナスヘシ

3 休憩時ニ於ケル適當ナル運動ヲ奬勵シ身心ノ相關關係ヲ重視スヘシ
4 体操科及課外運動ヲ重視シ其ノ指導ヲ十分ナラシムヘシ
5 食事作法ヲ指導シ榮養ニ關スル知識ヲ與ヘ食物ノ榮養價ヲ十分ナラシムヘシ
6 學校給食ニ對スル施設ノ徹底ヲ圖ルヘシ
7 衛生講話衛生實習等ヲ重視シ衛生思想ノ涵養ニ努ムヘシ
8 校舍教室其他清潔整頓ノ習慣ヲ養ヒ自ラ作業ヲ愛好スルノ精神ヲ暢揚セシムヘシ
9 洋服ヲ奬勵シ運動ニ便ナラシムヘシ
10 個人衛生ト共ニ公衆衛生ヲ重ンスル態度ヲ養成スヘシ

三、健康教育學級の經營

一、目　的

兒童の身体的差異に應ずる教授養護訓練をなすものにして、特に虚弱兒童に對し其の原因を探究して之が除去矯正に努め、更に各種の保護施設に訴へて積極的に健康增進を圖らんとす

二、學級編成

收容兒童選擇標準、及び選擇方法により虚弱兒童を選擇決定し學級編成をなす

(一)收容兒童選擇の標準

1 發育榮養共に不良の者
2 腺病並腺病質の者
3 病氣缺席多き者
4 病後衰弱せる者

5 慢性的內臟疾患を有する者
6 其他健康教育學級に編入を適當と認むる者

(二)收容兒童の選擇の方法

第一次――家庭の申出で、學級擔任の意見、定期身体檢査の成績等により、健康教育學級編入を適當と認めたるものを選出す

第二次――第一次選出法により選出されだる兒童に留意しつゝ當學年の全兒童を校醫が診察し候補兒童を選出す

第三次――候補者兒童保護者會を開き、健康教育の趣旨及目的を話し其の實際を說明して身体保健の必要を說き編入申込書を提出せしめ其の中より編入兒童を決定す

(三)編入期間

尋一を準備期とし、尋二新學年より編入、尋三を以て終了し、尋四より原級に復歸せしむ

三、設備及備品

(一)教　室

本校々舍中一年中を通じて通風採光溫度日光等の最も良好なる教室を選び、尙同學年普通學級とは少し離れてゐて他の學級に勉强や運動を障害されることなく、又防害することなく愉快に自由に學び、或は遊べる位置として、庭には砂場、花壇、芝生等があつて自然に親しみ易い教室を選定す

(二)備　品

普通教室と同樣なものゝみにして、特別なる經濟的施設をすることなく、主として戶外の自然物を利用す

特に他と異なる備品は植木、敷物、身体狀況記入表、時計、蓄音器、寒暖計、檢溫器等である。衛生設備は醫務室備付のものを利用す

(三)兒童の特別なる所持品

齒刷子、齒磨、コップ、石鹼、植木、砂遊び道具等

四、健康教育方針と其の實際

(一)學科の配當は授業時間及休憩時間を考慮し、且つ一時限の單元を短くし、戸外學習、好きな遊び等自然に親しむ時間を特設す

日課表

登校	花壇へ行き花植木等を眺め、自分の植木の手入れをする
會禮	宮城遙拜、會禮訓話、會禮体操（全校 月、木）
第一時	健康調査、健康に關する訓話、學習、休憩
第二時	學習、簡易な体操、（矯正体操）散歩
第三時	肝油服用、學習、休憩（好きな遊びの時間）
第四時	戸外學習、戸外運動、お話會
晝食	食前洗手、含嗽、默想、嗜好調査、食事訓練、全員學校給食
休憩	日光によく當たる
下校	下校前牛乳飲用、下校
其他	常に自然に接せしめ、新鮮な空氣中で空氣浴を勵行し、又出來得る限り日光に浴せしめる。平素より出來るだけ薄着の習慣をつけさせ、夏季は特に裸にして砂遊びをさせる。

(二)榮養給食

給食係の研究作成せる献立表により調理された榮養食を日々晝食として全兒童に攝らしめ、偏食の矯正をなし、榮養狀態の恢復增進に努める。

(三)肝油服用、牛乳飲用

(四)興味ある作業、其の他適當の運動を課し、体力の增進を圖る。夏季は一定の時間をきめて裸にし日光浴をさせる。

(五)花壇の手入、芝生の手入等により、努めて自然に親しませる。

(六)衛生訓練を行ひ、不衛生的習慣を矯め、健康增進に努め、又健康教育衛生教授細目により種々の衛生上の知識を授け、その實地指導をなす。

⊙健康教育衛生教授要目並解說

項目	解說

一	朝早く起きませう	1 早く寢て早く起る習慣を作る 2 戸及窓を明けて新鮮なる空氣を室内に入れる 3 深呼吸をなすと共に輕い運動をなす
二	顔を洗ひませう	1 起床時、外出して歸宅した時は必ず顔を洗ふ 2 顔を洗ふ時は先づ手を洗ふ 3 眼は閉ぢて洗ひ水をよく拭きとつて後開く
三	齒を磨きませう	1 朝晩齒を磨く 2 磨き方は齒の内面を丁寧に磨く 3 齲齒の苦痛並咀嚼不充分なる時は榮養を惡くすることを諭す
四	爪を切りませう	1 手足の爪は一週間に一回必ず切る 2 鋏の使ひ方の訓練をする
五	眼を大切にしませう	1 清水で眼瞼や睫毛を輕く洗ふ 2 薄暗い所では本を讀まない 3 小い字の豆本を讀まない 4 讀書の時必ず三十五糎の距離を保ち移動する場所で本を讀まない 5 視力をよくするため榮養をよくする
		1 食前及び外出からかへつた時は手を洗ふ

六	手を洗ひませう	2 手が汚れると種々の黴菌がゐて傳染病にかゝる 3 手の不潔のため「ヒビ」「ヒモヤケ」を來たす
七	姿勢を正しくしませう	1 立位の場合は身体は眞直にして手は自然に垂れ眼は前方を正視する 2 腰掛の場合は上体は自然の直立を保ち兩下腿を垂直にし兩手は股の上に置き眼は前方を正視する 3 不良の姿勢は内臟や身体の發育を害す 4 不良姿勢は矯正体操を行つて絶えず背筋の强健を圖る
八	含嗽をよくしませう	1 感冒が流行する時は朝晩含嗽をする 2 含嗽の仕方を學校で練習させる　丁度ア音發音の樣な口形にして練習させる
九	『マスク』をかけませう	1 風塵の强い時又は惡い風邪の流行する時は『マスク』をかける 2 咳嗽の多く出る時にも『マスク』をかける
一〇	食物はよくかみませう	1 食物はよくかみ口中で粥をつくる 2 食事の前後には勵しい運動を禁ずる 3 未熟の果物腐敗したものはさける 4 好き嫌ひなく何でも食べる習慣をつける 5 食物は少量づゝ緩かに食して後含嗽する

一二	日光によくあたりませう	1 日光を浴びて元氣よく遊ぶ 2 日光によく當ると皮膚が強くなり病氣にかゝらない 3 毎日よく日光にあたれ
一三	からだをいつもきれいにしませう	1 手足の汚れた時は其の都度洗ふ 2 入浴は少くとも一週二回位行ふ 3 肌着は時々洗ふ
一三	おやつ	1 間食は時間と量を定めて與へる 2 間食は脂肪及蛋白質のものを制限し水分（飲料）含水炭素果物を按配する
一四	私のからだ	1 自分の發育を自覺せしめる 2 身体が健全なれば何事も愉快に出來る 3 健全なる精神は健全なる身体に宿る
一五	肺を丈夫にしませう	1 新鮮なる空氣を呼吸する 2 深呼吸をして肺全体にきれいな空氣を行きわたらせる 3 塵埃の中には種々の黴菌がゐる 4 室内は時々新鮮ならしめる 5 呼吸は必ず口を閉ぢて鼻呼吸をする 6 痰唾は戸外街路又は乘物の中にしない

一六	よくねむりませう	1 睡眠は休養の大なるもの 2 睡眠前は心身の安靜を圖り輕い体操をする 3 夜更しはいけない

（七）身体檢査

所定の表により毎月一回之を行ふ

（八）家庭との連絡を密にし協力して健康增進に努む

「保護者會」「母の會」など一學期間に二回位づゝ開く

（九）夏季特別施設

二週間位林間學校を開き、遊び及び學習をさせる

四、學校給食

一、施設概況

（一）調理場　西校舍　七坪

（二）給食室　同　九坪

（三）備品

かまど	二個	（五升、四升）
釜	二個	（三升、二升）
鍋	ニューム製大鍋	一個
	鐵製フライ鍋	一個

戸棚　一個
蓋付丼　五〇個
汁茶碗　五〇個
箸　四〇前
西洋皿　二〇枚
中皿　二〇枚
杓子　四個（ニューム製　二個　木製　二個）
甕　三個（大二個　小一個）
鍋
庖丁　家事室備品使用

二、經營概要

（一）被給食兒童選定は次の方法により毎年度初に決定す

（二）被給食兒童選定方法

1 家庭極貧なるもの

2 校醫の檢診の結果、榮養不足と認めたるもの

3 家庭へ通知し、保護者の承諾を得たるもの

4 前三項の外、特に家庭よりの希望により、實費を徵收して給食するもの

（三）給食擔當者

本校職員（女）學校看護婦協力して之に當り、青年學校女子部生徒、毎日二名宛交替にて割烹實習として勤務す

（四）給食方法

1 献立の作製　給食主任作製

2 材料の購入　給食其任

3 給食時　毎日晝食

4 食事監督　職員一名輪番之に當る

榮養に關する談話

食事作法の指導

5 給食日誌　給食主任

（五）會計　給食主任之に當る

五、体育的施設

一、体操競戯に對する設備

鐵棒　十間
横木　三間
肋木　二十間
平均台　六本
跳箱　大八個　小四個
マット　八枚

踏切板　大四枚　小五枚
腰掛　六〇個
バック　二個
圓板　二個
砲丸　四個
辻台　一台
ジャングルジーム
ブランコ
シーソー
庭球コート　一ケ所
籠球コート　一ケ所
排球コート　一ケ所
野球コート　一ケ所
水泳場　（町營のもの使用）

二、体育部設置
學校体育の統制を圖り、之に關する諸計畫並に實施方法の研究をなし、兒童体位の向上と、勇壯なる精神の涵養に努む

三、大運動會
毎年秋季一回大運動會を開催す

四、校内運動競技會
毎學期一回開催し、体操、各種運動競技の向上進歩を圖る

五、水泳練習
毎年夏季町營水泳場に於いて水泳指導をなす

六、早起會
毎月一回校外生活指導日を期し、早起日となし身体の鍛練に資す

六、學校衛生

一、衛生室の施設
(一)衛生室　三間半四間
(二)主なる備品機械器具

藥品戸棚	一	機械器具戸棚	一
其他を入れる戸棚	一	身長計	一
体重計	一	座高計	一
卷尺	一	握力計	一
肺活量計	一		
寢台	二	廻轉椅子	一
机	二	椅子	二
腰掛(兒童用)	三	廻轉裝置瓶カケ	一
藥品計	一	溫度計	二

フラスコ　二
音叉　一
受水器　三
注射器　一
メートルグラス　三
額帶鏡　一
ナルコボン　一
乳鉢、乳棒　一
舌壓子　二
浣腸器　一
散布器　一
齒鏡　八
膿盆　一
トラホーム模型　一
齒科用攝子　三
鼻鏡　一
溫度計　二五
カンフル水溶液器　一
ガーゼ貯曹鑵　一
檢眼レンズ　一
雜用剪刀　一
シャーレー　三
擊子　三
膏藥ヘラ　一
洗眼瓶　三
瓦秤　一

其他治療用器具救急用藥品等

二、衛生實施狀況

(一)學校の衛生に關する事項

1 校庭に暗渠を設け足洗場、汚水の排水をはかる

2 塵埃捨穴を設く

3 汚水溜二つあり

(二)病弱者、虛弱者、精神薄弱者に關する事項

1 特に家庭の注意を喚起す

2 夏季休暇中衛生施設の利用奬勵、水泳場、ラヂオ体操、保養所、林間學校

3 夏季休暇中の衛生施設の監督指導は職員毎日交替により行ふ

(三)清潔に關する事項

1 大掃除——毎月一回特別大掃除　毎週水曜日

2 普通掃除——毎日行ふ　職員兒童協働

3 大小便所——尋六以上分擔により毎日行ふ

4 宿直用敷布　披被、布團被は各自、私有物を用ふ

(四)飲料水に關する事項

二ヶ所の小使室側に各水飲場を設備す

(五)傷病兒童に對する取扱

1 傷病兒童ある毎に應急手當を施し、必要に應じては專門醫の診療を受けしむ

2 專門醫の診察料、自動車賃は校費支辨

3 長期の病氣缺席兒童或は負傷兒童ある時は學校看護婦は家庭を訪問して手當等につき家庭と協力す

(六)職員及兒童健康狀態に關する事項

1 校醫年二回——四回之を調査す

2 毎月校醫來校の際必ず兒童及職員の健康狀態に留意す

3 七月には特に虛弱兒童の身体檢査を行ふ

4 保養所入所者の肝油服用者　榮養給食を受くるもの等にありてはその前後、臨時に身體檢査

を行ふ

(七)兒童用机腰掛と坐高との關係を考慮す

(八)教室の通風、採光、保溫等に留意す

(九)脊柱異常兒に對する施設の實際、脊柱矯正體操を行ふ　尙日常生活の指導

(一〇)衛生研究會

月一回衛生研究會を開き衛生に關する事項を研究し、衛生に關する映寫會を開催す

(二)每週貳回全校朝禮體操を勵行す

(三)兒童衛生心得規定の勵行

(四)其他衛生に關する事項

1 應急手當、トラホーム治療、頭虱、蛔虫の驅除

後者は看護婦の他藥劑士の出張を乞ひ服藥調合を行ふ

2 辨當保溫器使用　自十二月至三月

3 ストーブ使用　自十二月至三月

4 除塵油塗布

5 肝油給與（虛弱者に對して）

6 辨當檢査を行ひ榮養献立指導の資料となす

7 清潔檢査（兒童の身体）勵行

三、學校看護婦執務狀況

四　月

(一)第一學期の使用藥品整理

(二)身體檢査に必要な器具及用紙の準備をなす

1 身體檢査一覽表

2 トラホーム檢査成績表

3 トラホーム患者名簿

4 身体檢査票

5 口腔檢査票

6 器具準備

(三)全校兒童及職員の身體檢査

兒童及職員の身體檢査に校醫の助手をなす

(四)トラホーム點眼治療をなす

(五)トラホーム檢査成績表を作製す

(六)兒童身體檢査表作製提出

五　月

(一)疾病治療

(二)頭虱驅除

(三)兒童第二期の種痘に際し校醫の助手をなす

(四)遠足用救急藥品の準備をなす

(五)修學旅行參加異狀者につき身體檢査の助手をなす

(六)遠足旅行には必ず附添出張す

六　月

(一)校舍消毒（藥品クレジール石鹸）

(二)兒童衣服用具の特別檢査

(三)消化器注意

(四)肝油服用す

七　月

(一)虚弱兒童の身體檢査を施行之が助手をなす

(二)林間學校保養所等への入所兒童の體格檢査の助手

(三)トラホーム患者の檢査の助手をなす

(四)トラホーム治療成績表を作製

(五)辨當調査

(六)肝油服用

(七)水泳所開設中必要なる藥品及備品の整理をなす

八　月

(一)健康狀況調査

(二)三週間乃至四週間午後一時より同四時迄水泳場に於て負傷者其他の手當に從事す

九　月

(一)今學期使用藥品の購入

(二)トラホーム比較表を作製す

(三)兒童及職員のトラホーム檢査に際し校醫の助手をなす

十　月

(一)トラホーム檢査成績表を作製して之を提出す

(二)蛔虫驅除

(三)健康調査

(四)運動會救急藥品の準備をなす

十一　月

(一)除塵油塗布

(二)虚弱兒童檢査

(三)頭虱驅除

十二　月

(一)感冒豫防注意

(二)凍傷治療

一　月

(一)トラホーム患者檢査に際し校醫の助手をなす

(二)トラホーム治療成績表を作製し之を提出す

(三)來年度入學兒童の身体檢査をなすに當り校醫の助手をなし之が統計をなす

(四)辨當調査

(五)榮養食攝取（味噌汁等）

二　月

(一)除塵油塗布

(二)就學兒童檢査
(三)兒童清潔檢査

三　月

(一)大　掃　除
(二)寄生虫驅除

附　記

毎月執務事業

(一)兒童病的監察
(二)トラホーム治療
(三)救急處置
(四)各教室衛生狀況及衛生設備品檢査
(五)視力保存デー
(六)結核豫防デー
(七)乳幼兒保護デー
(八)休育デー
(九)衛生週間
(一〇)ウシ豫防デー

七、身　体　檢　査

一、毎年四月兒童、職員、使丁の身体檢査を行ふ　尙必要に應じては、隨時身体檢査を施行す
二、身体檢査の結果は兒童に傳へると共に各家庭に通知し適切なる處置を講せしむ
三、身体檢査の結果認められたる身体的個性は十分之を尊重し適切なる指導に努む
四、身体檢査の結果は欠の帳簿に記入するものとす

身体檢査票
學籍簿
通信簿

五、身体檢査の結果疾病兒童ありたるときは、保護者に通知し、其の手當をなさしめ、特に傳染性の疾病の場合は其の取扱に十分注意す

八、看　護　當　番

一、全校兒童の看護の任に當るため看護當番を設け、職員輪番之に當る　組分け次の如し

月　木　組
火　金　組
水　土　組

二、看護當番の勤務時は、始業前廿分より第五時限終了迄とす
三、看護當番の服務左の如し

始業前二十分　打合會

休憩時間　兒童の看護
反省會　第五時限終了直後

四、反省會終るときは、看護日誌に狀況を記載し、學校長に提出檢閲を受くるものとす
五、看護當番は兒童日直を持導督勵するものとす

九、兒童日直

一、兒童の自治的活動を訓練し、相互看護の任に當らしむるの目的を以て兒童日直を設く
二、兒童日直は職員看護當番の指導監督に基いて活動するものにして、勤務の時間行事は職員看護當番に同じ
三、反省會終るときは、兒童日直誌に勤務狀況を記載し職員看護當番に提出檢閲を受くるものとす

七、職員に關する事項

一、校務分掌、研究分擔

校務分掌	係名	係員	事項
校務主任（各分掌事務ノ連絡統一ヲ圖リ校内一切ノ事務ヲ統括ス）			
教務	主任	一名	若干名	1教授細目ノ編纂並ニ改廢　2學用品ニ關スル事項　3教授法研究ニ關スル事項　4成績考査ニ關スル事項
庶務	係	同	同	1文書發送　2諸儀式　3職員兒童ノ慶弔　4統計　5就學出席　6諸帳簿　7其他
會計	係	同	同	1職員俸給　2月末共同會計　3兒童、職員ノ貯金　4其他諸會計
校舍校具	係	同	同	1校舍、校具ノ設備、修繕　2校具ノ借入、貸出　3校具ノ檢閲
教具	係	同	同	1教具ノ研究　2教具ノ購入　3教具ノ修繕　4教具ノ整理、保管

社會教化	同	同
掲示教育	同	同
圖書	同	同
學校園	同	同
衛生	織員一名 校醫一名	同

1 男女青年團ノ指導 2 卒業生トノ連絡 3 職業指導 4 社會教化諸團体トノ連絡

1 掲示教育資料ノ聚集 2 資料ノ掲示

1 振興會兒童圖書館 2 織員圖書館 3 教育會圖書館 4 學級文庫 5 圖書ノ購入

1 風致園ノ經營 2 教材園ノ經營

1 身体檢査 2 トラホーム治療 3 學校一般衛生 4 教授衛生 5 學校給食

二、研究、修養、其他

研究部		
種別	部長	員
教科	教科研究主任	教科研究部員
修身	一名	若干名
讀方	同	同

教科研究部	一名	
綴方	同	同
書方	同	同
算術	同	同
國史	同	同
地理	同	同
理科	同	同
圖畫	同	同
唱歌	同	同
体操	同	同
裁縫	同	同
農業	同	同
家事	同	同
手工	同	同
訓練部	同	全職員ノ半數ヲ部員トス

体育部	同	他ノ半數ヲ部員トス

研究其他行事一覽

行事	時期	主宰者	摘要
研究發表會	毎月一回	教科研究部長	教育万般ニ關スル研究事項ヲ發表シ研究討議ヲナス
實地授業研究會	同	同	全員參加シテ實地授業ヲ中心ニ教科研究ヲ主眼トナス
學年研究會	毎學期各學年一回	學年主任	實地授業ヲ行ヒ之ヲ中心ニ學校經營ノ學年的研究ヲナス
學習發表會	毎學期一回	教科研究部長	圖畫、唱歌、書方、手工、其他ニ就簡キ單ナ學習發表ヲナス
學藝展覽會	第三學期一回	同	學藝品ヲ展覽シ父兄母姉ニ公開ス
訓練會	毎月一回	訓練部長	兒童訓育ニ關スル研究並ニ全校兒童訓練事項ニ對スル打合セヲナス
校外生活指導	同	同	兒童ノ校外生活ノ指導ヲナス
講堂訓話	同	訓導輪番	生活行事、鄉土事項、時事問題等ニ關スル訓話及全校訓練ヲナス
校內運動會	毎學期一回	体育部長	全校兒童參加シ体操競技等ヲ行ハセ兒童ノ体位ノ向上ヲ圖ル
職員体育日	毎週金曜日	同	全職員參加シ兒童体育ニ關スル研究並ニ職員各自ノ健康增進ヲ圖ル

三、勤務一覽

職員會	毎月第一日	學校長	當月ノ學校經營ニ關スル万般ノ指示、並ニ諸事項ノ打合セヲナス
學年主任會	毎月第二日	同	當月ノ學年經營ニ關スル打合セヲナス
學年打合會	毎週土曜日	學年主任	當週ヲ反省シ翌週ニ對スル諸事項ノ打合セヲナス
校務分掌主任會	毎月最終週	校務主任	各分掌事務ニ對スル打合セヲナシ所管事務ノ連絡統一ヲ圖ル
視察、參觀等	隨時	學校長	視察、參觀、其他講習等ヲ了ヘタルトキハ全職員ニ報告ヲナス

始業前

一時間前　日直職員出勤（室內室外ノ標幟揭揚）
三十分前　全職員出勤（出勤簿捺印、教室整備）
二十分前　看護當番、兒童日直ト打合會
十分前　月曜、木曜會禮
五分前　會禮

始業

湯ノ配給　晝食前各教室ニ配給ス

同　研究發表並ニ研究會

二十五日　會計日

末日　月末統計

最終週　校務分掌主任會

年行事

一學期
始業式
入學式、身体檢査、旅學旅行、端午ノ節句會
農繁休業、校內運動會、他校參觀、輕減授業、終業式

二學期
始業式
鎭守祭典、トラホーム檢診、大運動會、体育祭、鄕土研究展覽會
學藝品展覽會、青年學校夜學開始、唱歌會、終業式

三學期
始業式
父兄母姉會、雛祭ノ會、母ノ會、卒業式

勤務一覽

一日行事

始業前

- 一時間前　日直職員出勤（室內室外ノ標幟揭揚）
- 三十分前　全職員出勤（出勤簿捺印、教室整備）
- 二十分前　看護當番、兒童日直ト打合會
- 十分前　月曜、木曜會禮
- 五分前　會禮

授業時

- 始業　晝食前各教室ニ配給ス
- 湯ノ配給　看護當番ハ兒童日直ト共ニ兒童ノ看護ニ當ル
- 休憩時看護　職員ハ兒童ト會食ス
- 食事監督　手空キノ職員ハ教務主任ト打合セノ上他學級ノ授業參觀ヲナス
- 授業參觀

放課後

- 兒童掃除　職員監督
- 事務整理　學級日誌ノ檢閱、其ノ他日誌類ノ檢閱、成績物檢閱
- 指導案作製
- 看護當番　第五時限終了後兒童日直ト共ニ看護會ヲ開ク
- 日直　看護日誌ノ記載
- 五分會　校舍ノ戶締檢閱、日直誌ノ記載
- 指導案提出　日直者ノ司會ニヨリ其日ノ各般ノ打合セヲナス
- 指導案ヲ教務主任ニ提出、檢閱ヲ受ク

其他

- 揭示教育　揭示教育係揭示板ニ揭示
- 家庭訪問　『家庭訪問カード』ニ記錄ス
- 臨時事務

每週行事

- 月曜日　會禮体操
- 水曜日　大掃除
- 木曜日　會禮体操
- 金曜日　職員体育日
- 土曜日　學年打合會

每月行事

- 一日　訓練要目ニ關スル會禮訓話、職員會議
- 二日　學年主任會
- 十五日　校外生活指導日
- 中旬　訓練會、全校自治會
- 同　講堂訓話
- 不定　研究授業並ニ研究會
- 同　研究發表並ニ研究會
- 二十五日　會計日
- 末日　月末統計
- 最終週　校務分掌主任會

年行事

一學期

- 始業式
- 入學式、身体檢査、旅學旅行、端午ノ節句會
- 農繁休業、校內運動會、他校參觀、輕減授業、終業式

二學期

- 始業式
- 鎭守祭典、トラホーム檢診、大運動會、体育祭、鄕土研究展覽會
- 學藝品展覽會、靑年學校夜學開始、唱歌會、終業式

三學期

- 始業式
- 父兄母姉會、雛祭ノ會、母ノ會、卒業式

八、諸規程

第一章　教員服務規約

第一條　教員ハ常ニ學校ノ風紀ヲ守リ秩序ヲ維持シ諸規程ヲ遵奉シ兒童ニ對スル訓示命令一途ニ出テ彼是齟齬ノ憂ナカランコトヲ務ムヘシ

第二條　教授訓練ハ教授綱領、訓練綱領及勅語教授綱領ヲ基礎トシテ其目的ヲ達センコトヲ期スヘシ　但シ三綱領ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　教員ハ毎日始業時間三十分前マテニ登校シテ出勤簿ニ捺印スヘシ
　但病氣事故等ニヨリ欠勤セントスルトキハ同時刻迄ニ届書ヲ差出スヘシ

第四條　教員ハ遲參シ若シクハ早退セントスル時又ハ執務時間中外出セントスルトキハ其理由ヲ校長ニ申出ツヘシ

第五條　教員ハ毎朝始業前教室ノ内外ヲ巡視シ器具ノ配置窓戸ノ開閉等ヲ檢シ其適否ヲ匡正スヘキモノトス

第六條　教員ハ毎日放課時間後一時間ハ執務時間トシテ公務ニ服スヘシ
　但止ムヲ得サル場合ハ校長ニ告ケテ退出スヘシ

第七條　教員ハ所定ノ順序ニ依リテ輪番ニ日直宿直及看護當直ヲナスヘシ
　但日直宿直及當直心得ハ別ニ之ヲ定ム

第八條　教員ハ毎日兒童ノ掃除ヲ指揮監督スヘシ
　但尋常科第一學年ハ此限ニアラス

第九條　教員ハ兒童ト共ニ食事ヲ爲スヘシ

第十條　教員ハ兒童ヲ率イテ校外ニ出テントスル時ハ校長ニ申出ツヘシ

但休業日ト雖モ多數ノ兒童ヲ引率スル時ハ之ニ準ス

第十一條　教員ハ毎日放課マテニ各受持兒童ノ出席總數男女別ニ日々出席缺席一覽表ニ記入シ日々ノ合計ハ順次ニ之ヲ爲スヘシ

第十二條　受持兒童ニシテ一週間以上缺席スルモノアル時ハ其氏名ヲ校長ニ報告スヘシ

第十三條　自己ノ受持ツ教授ナキ時間ハ他人ノ授業ヲ參觀シテ互ニ研究スヘシ

第十四條　教員ハ校長ノ指名ニ依リ毎年一回順次ニ他ノ學校ヲ參觀スルモノトス

但參觀セシトキハ其要項ヲ報告スヘキモノトス

第十五條　教授上必要ナル器具標本等ハ豫メ準備スヘク又教授終リシ後ハ必ス原位置ニ復スヘシ

第十六條　圖書等ヲ學校以外ニ於テ使用セントスル時ハ各擔任主務者ニ申出テ其承認ヲ得ヘシ

第十七條　教授用及參考用書籍器械圖書標本等ハ各擔任者ニ於テ帳簿ヲ製シテ整理スヘシ

第十八條　教員ハ左ノ帳簿ヲ製シテ整理スヘシ

但校務分掌ニ屬スル帳簿ヘ此ニ掲ケス

一兒童學籍簿　一指導案綴　一兒童出席簿　一兒童成績考査簿

一家庭通信簿　一訓練簿　一學級經營錄

第十九條　教員ハ左ノ諸件ヲ守ルヘシ

一教室ハ通常教授用具ノ外妄リニ他物ヲ置カサルコト

一受持兒童若シ疾病ニ罹リタル時ハ教師ハ成ルヘク自身訪問スルカ或ハ書面ヲ以テ之ヲ見舞フコト

第二十條　教員ハ他ヘ轉任又ハ解職セシ時ハ速ニ事務引繼ヲ爲スヘシ

第廿一條　新任教員ハ本校ニ着任ノ上ハ五日以內ニ履歷書ヲ差出スヘシ

第廿二條　新任教員ハ本校ニ着任ノ上任地ニ居住シ難キ時ハ直ニ其ノ事情ヲ具シテ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第廿三條　廢休ヲ命セラレタル際出勤スルコト能ハサル時ハ直ニ其旨ヲ校長ニ屆出ツヘシ

第廿四條　休校中任地ヲ離レントスル時ハ旅行先滯在日數等ヲ明記シテ校長ニ屆出ツヘシ

第廿五條　本規程ニ明文ナキモノハ文部省令第十四號（三十三年八月）第五章第二節及本縣令第八十七號（三十三年十月）第七章ニ據ルヘキモノトス

第二章　教員日直及宿直心得

第一條　御眞影ノ奉護ハ日宿直第一ノ責務ナレハ身ヲ以テ之ニ從フヘシ

第二條　非常變災ノ起リタル時ハ直ニ校長ニ急報スヘシ若シ萬一危急ノ場合ニハ御眞影ニ供奉シテ安全ノ地ニ奉安スヘシ

第三條　日直及宿直者ハ校舍內外ヲ問ハス總テ之ヲ監視シ殊ニ冬季ニアリテハ火ノ元ヲ巡視点檢スヘシ

第四條　日直及宿直者ハ定刻マテニ登校シ引繼キヲ受クヘシ

第五條　近火ノ際ハ一層ノ注意ヲ以テ校舍ノ內外ヲ巡視シ決シテ他ヘ趣クヘカラス

第六條　日直及宿直者若シ自家又ハ其近傍ニ事變ノ起リシトキハ本校教員中ニ於テ代理者ヲ委任シテ後ニ歸宅スヘシ

第七條　日直及宿直者ハ發作セシ事項並ニ姓名ヲ日直宿直日誌ニ記載捺印シテ學校長ニ提出ヌヘシ

第三章　家庭訪問規程

第一條　學校ト家庭トノ連絡ヲ保チ兒童ノ境遇及行爲ヲ觀察シ兼テ個性調査ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條　第一條ノ目的ヲ達センカ爲ニ職員ハ適宜受持兒童ノ家庭ヲ訪問スヘシ

但直接家庭ニ問合セ難キ事情アルトキハ區長ヲ訪問シ若シクハ自治班長ニ問ヒ尋スルコトアルヘシ

第三條　數日間引續キ缺席セル兒童ニ對シテハ法令上ノ手續ニノミ依ラス屢々家庭ヲ訪問シテ其ノ出席ヲ促スヘシ

第四條　家庭訪問其他取調ヲナセシ要項ハ訓練簿ニ記入シ尙缺席兒童ノ分ハ家庭訪問カードニ記入捺印スヘシ

第四章　兒童服忌規程

第一條　兒童ノ親族中死亡者アリタルトキハ之カ喪ニ服シ謹愼ヲ守リテ哀悼ノ至情ヲ表スヘキモノトス

第二條　第一條ノ死亡者アリタルトキハ保護者ハ直ニ左ノ要項ヲ具シテ届ケ出ツヘシ

一、兒童氏名　一、學年　一、死亡者ノ續柄　一、死亡ノ時

第三條　前條ノ届出アリタルトキハ謹愼ヲ守ルヘキ樣申渡スヘキコト

第四條　學校長ハ服忌日數經過ノ上ハ除服出校スヘキ旨命令書ヲ渡スヘキモノトス

第五條　兒童ノ服忌日數ヲ左ノ如ク定ム

一、父母三日間　一、其他ノ尊屬親二日間　一、卑族親一日間

第六條　第五條ノ服忌日數ハ月末調査表及學籍簿等ニハ休暇ノ取扱ヲナシ學年末賞與規程皆出席調査ノ際ハ缺席ト見做ササルコト

第七條　父母ノ年忌當日ニハ墓參ノ爲賜暇スルコトアルヘシ

第五章　教員弔慰規程

第一條　職員ニシテ若シ死亡シタルモノアルトキハ職員一同並ニ其受持兒童ハ勿論他學年ヨリハ總代生ヲ出シテ會葬シ（遠方ハ總代トス以下之ニ徵フ）尙相當ノ金品ヲ贈リテ吊慰ヲ表スルモノトス

但事情ニヨリ兒童全部ヲ會葬セシムルコトアルヘシ

第二條　職員ノ親屬中死亡シタルモノアルトキハ左ノ標準ニヨリテ吊慰ヲ表スルモノトス

（一）父母ニシテ死亡ノ時ハ職員一同並ニ其受持兒童一同會葬シ尙香奠ヲ贈ルコト

（二）子（家ニアル成年以上ノモノ）妻、夫ニシテ死亡シタルモノアルトキハ職員一同若クハ總代者會葬シ尙香奠ヲ贈ルコト

（三）兄弟姉妹祖父母（家ニアルモノ）ニシテ死亡シタルトキハ職員總代會葬シ尙香奠ヲ贈ルコト

（四）右ノ外之ニ準シテ吊慰ヲ表スヘキ事情ノ生シタルトキハ其都度協議執行スルコト

第三條　職員中病氣ニ罹リ若クハ傷痍ヲ受ケ十日以上出勤シ能ハサル時又非常變災ニ罹リタルトキハ職員總代ヲ以テ之ヲ慰問シ尙金品ヲ贈リテ同情ヲ表スルモノトス

但職員總代ハ該學級兒童總代ヲ伴フモノトス

第四條　第一條乃至第三條ノ待遇ヲ受クルモ供養快氣祝等ノ物品ヲ贈ラサルモノトス

第五條　前各條ニ對スル金額及出費方法ハ別ニ定ムル所ノ內規ニヨル

第六條　兒童中若シ死亡シタルモノアルトキハ受持教師及同級兒童若クハ總代之ヲ慰問シ若クハ見舞狀ヲ贈ルモノトス

但場合ニヨリ兒童ヲ件ハサルコトアルヘシ

第七條　當町管理者學務委員等ニシテ若シ死亡シタルモノアルトキハ職員一同若クハ總代及兒童總代ヲ以テ會葬スルモノトス

第六章　教員吊慰ニ關スル內規

一、吊慰規程第一條ノ金額ハ金拾圓第二條第一項及第二項ハ金貳圓第三項及第三條ハ金壹圓トス

但第三條ノ金額ハ事情ニヨリ協議變更スルコトアルヘシ

二、出費方法ハ由乙丙丁ノ四等ニ分テ左ノ標準ニ依ル

「俸給六拾圓以上」甲　「四拾圓以上」乙　「參拾圓以上」丙　「參拾圓未滿」丁

甲四　乙三　丙二　丁一　ノ割合トス

第七章　教員交代ニ關スル規程

第一條　本校教員ニシテ轉任若クハ退職スルモノアル時ハ相當ノ禮ヲ以テ送別ノ意ヲ表スヘシ

第二條　本校教員ニシテ轉任シタル場合ニハ赴任ノ際兒童ヲシテ相當ノ見送ヲナサシムヘシ

第三條　本校ヘ新ニ奉職シタルモノアルトキハ其赴任ノ際懇話會ヲ開キテ迎意ヲ表シ且萬事ニ付キ不都合ナキ樣斡旋ノ勞ヲ取ルヘシ

第四條　新任者赴任シタルトキハ全校兒童ヲ一場ニ集メテ校長ヨリ紹介スルコト

第八章　父兄及母姉會規程

第一條　學校ト家庭トノ連絡ヲ密ニシテ以テ教育ノ効果ヲ增進センカタメ父兄及母姉會ヲ開ク

第二條　父兄母姉會ハ全校及學級單位ニ父兄若クハ母姉ヲ召集スルモノトス

但場合ニ依リ同時召集スルコトアルヘシ

第三條　全校父兄母姉會ハ毎年一回三月中ニ開催ス

但時宜ニヨリテハ臨時會ヲ召集スルコトアルヘシ

第四條　父兄母姉會ノ事業ヲ左ノ如ク概定ス

一、兒童ノ成績品ヲ陳列シテ學業ノ進歩ヲ知ラシム

二、學校ト家庭トノ關係ヲ明ニシ以テ協力同心ノ必要ナル所以ヲ知ラシムルコト

三、家庭教育上ニ於ケル父兄母姉ノ任務ノ重大ナル所以ヲ知ラシメ且ツ適當ナル助言忠告ヲ與フルコト

四、訓練躾方ニツキ父兄母姉ノ注意ヲ促スコト

但注意書ハ時々配布スルモノトス

五、學校卒業後ノ目的方針ニツキ確實ニシテ信憑スヘキ補助忠言ヲ與フコト

六、家庭教育ニ關スル美談等ヲ談話スルコト

七、父兄母姉ハ兒童訓練ニツキ意見ヲ申出ツルコト

第五條　父兄母姉會ニ關スル一切ノ件ハ學校長之ヲ管掌ス

第九章　願届ニ關スル規程

⊙着任届

着任届

群馬縣公立小學校訓導碓氷郡安中尋常高等小學校勤務

一、辭令受領月日　年　月　日　氏　名

一、短期現役除隊月日　　年　月　日
一、着任月日　　年　月　日

右着任及御屆候也

年　月　日　　右　氏　名㊞

群馬縣知事　殿

⊙任地外居住認可願

任地外居住認可願

安中尋常高等小學校
訓導（職名）　氏　名

郡
市　町
村　大字　番地

一、居住地
一、通勤距離
一、所要時間

徒歩　分
自轉車　分
其他　分
合計　分

一、出水等ノ場合通勤支障ノ有無
一、出願ノ事由（例適當ノ住宅ナキタメ）

⊙備考　任地外居住認可規程

1 徒歩通勤距離　四粁以内
2 自轉車通勤距離　十粁以内

右御認可相成度此致及御願候也

年　月　日　　右　氏　名㊞

安中尋常高等小學校長　殿

⊙離任地ニ關スル願届

離任地願

安中尋常高等小學校
訓導（職名）　氏　名

右者左記ノ通リ離任地致度候間御許可相成度此段及御願候也

記

一、期間　自　年　月　日
　　至　年　月　日　日間
一、離任地先　府縣　郡市　町村大字　番地
一、事由（例墓參）

何某方　右　氏　名㊞

年　月　日

安中尋常高等小學校長　殿

離任地届

安中尋常高等小學校
（訓導）職名　氏　名

右者左記ノ通リ離任地仕候間此段及御届候也

一、期間　自　年　月　日
　　至　年　月　日　日間

一、離任地先　縣府　郡市　町村　大字　番地

一、事由　何某方

年　月　日　右　氏　名㊞

安中尋常高等小學校長　殿

備考　休業中ハ離任地届ナリ

⊙缺勤ニ關スル願届

缺勤届

安中尋常高等小學校
訓導（職名）　氏　名

右者病氣ノ爲本日出勤致兼候間此段及御届候也

年　月　日　右　氏　名㊞

安中尋常高等小學校長　殿

備考　十日以上ニ亘リタル場合
「……醫師ノ診斷書相添へ……」

事故缺勤願

安中尋常高等小學校
訓導（職名）　氏　名

右者婚姻ニ付何月何日事故缺勤仕度候間御許可相成度此段及御願候也

年　月　日　右　氏　名㊞

安中尋常高等小學校長　殿

忌引届

安中尋常高等小學校
訓導（職名）　氏　名

右者母方伯父何郡市何町村大字何番地何某何月何日死亡致候間忌引仕度此段及御届候也

年　月　日　右

安中尋常高等小學校長　殿

⊙退職願

退職願

右者家事上ノ都合ニヨリ何月何日限リ退職致度候間御許可相成度此段及御願候也

年　月　日

公立小學校訓導安中尋常高等小學校勤務　氏　名

群馬縣知事　殿

右　氏　名㊞

⊙私服着用願

私服着用願

右者何々ニヨリ本日制服着用致兼候ニ付私服着用仕度候間御許可相成度此段及御願候也

年　月　日

安中尋常高等小學校訓導（職名）　氏　名

右　氏　名㊞

安中尋常高等小學校長　殿

⊙改姓届

改姓届

右者昭和何年何月何日何某ト婚姻ノ結果左記ノ通リ姓及本籍地變更仕候間別紙戸籍抄本相添へ此段及御届候也

記

一、本籍地　（新）（舊）

一、姓　（新）（舊）

年　月　日

群馬縣公立小學校訓導安中尋常高等小學校勤務　氏　名

群馬縣知事　殿

右　氏　名㊞

九、其他

一、安中町教育振興會會則

第一章　總則

第一條　本會ハ教育ヲ尊重シ其ノ後援ニ努メ本町教育ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ安中町教育振興會ト稱ス

第三條　本會ハ事務所ヲ安中小學校内ニ置ク

第四條　本會ニ於テ行フ事業概ネ左ノ如シ

一、兒童就學ノ保護奬勵
二、兒童文庫ノ經營
三、兒童學用品ノ給貸與
四、教育關係者ノ選奬弔慰
五、講演會　懇談會　お伽會ノ開催
六、教育上須要事項ノ調査研究
七、會報ノ印刷配布
八、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第二章　會員

第五條　入會又ハ脱會セントスル時ハ其ノ旨會長ニ申出ツヘシ

第六條　本會會員ノ種別左ノ如シ

一、通常會員　會費年額金參拾錢ヲ納ムルモノ
二、特別會員　會費年額金臺圓ヲ納ムルモノ
三、名譽會員　會費年額金參圓以上ヲ納ムルモノ

第七條　會員ハ毎年四月其ノ年度ノ會費ヲ納入スヘシ
但シ途中入會ノモノハ其ノ際納入スルモノトス

第三章　役員

第八條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名
副會長　一名
評議員　若干名
幹事　五名
顧問　若干名

第九條　會長ハ町長トシ副會長ハ小學校長トス
評議員幹事ハ會長之ヲ囑託ス
顧問ハ會長之ヲ推薦シ役員會ノ承認ヲ經ルモノトス

第十條　會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其ノ代理ヲナシ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ分掌シ評議員ハ議事ニ參與スルモノトス

第四章　役員會

第十一條　役員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス

第五章　會計

第十二條　本會ノ經費ハ會費及其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨シ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條　會長ハ毎年度歳入出豫算及決算ヲ調製シ役員會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルモノトス

二、安中町教育振興會兒童圖書館

一、開館及閉館　毎日始業前三十分ニ開館シ、午後四時閉館ス　日曜日ハ必要ニ應シテ前記時間內ニ於テ開館ス

二、閲覽　第一類　尋常科第六學年以上左ノ日割ヲ以テ閲覽セシム

月　木　高女　六ノ四

火　金　高男

水　土　六ノ一　六ノ二　六ノ三

第二類　全校兒童ハ受持教師ノ許可ヲ得テ、司書係ニ申出テ隨時各自ノ教室ニテ閲覽スルコトヲ得　上記ノ場合閲覽圖書ハ當日閉館時刻迄ニ必ス返還スルモノトス

三、司書係　高等科男女生徒ヲシテ職員監督ノ下ニ之ニ當ラシム

四、消毒　隨時日光消毒ヲナシ必要ニ應シテ藥品消毒ヲナス

五、藏書數　三八〇冊　他ニパンフレット類約三〇〇冊

六、經費　昭和十二年度圖書購入費　八〇圓

學校經營概要

安中町青年學校

一、沿革

一、明治三十八年五月三十日安中町立女子實業補習學校設立
二、大正十二年五月一日規定ヲ改正シ男子部女子部ヲ置キ安中實業補習學校ト改稱
三、大正十五年六月三十日學則ヲ變更シ青年訓練所充用安中實業補習學校認可セラル
四、昭和十年九月一日前規定ヲ改正シ安中町青年學校ト改稱認可セラル

二、教育方針

一、教育目標

恭しく教育勅語及戊申詔書精神作興詔書の趣旨を奉体し、立憲自治の民として確固たる信念を持ち理想と信念と意氣に燃ゆる忠良なる日本人をつくる

二、方針

(一)忠君愛國の大義を明かにし、献身奉公の心操を確立せしむ
(二)青年期の特性に鑑みて、向上の精神と潤達なる氣風とを助長し、健全なる生活の自覺に導く
(三)鍛錬を旨とし、鞏固なる意志と強健なる身体とを育成す
(四)創造を尚び、勤勞を樂み、生業に勵む習慣を養ふ
(五)各教授及訓練科目を相互に聯絡補益せしめ、實際生活に即して知識技能を啓發せしむ

三、修身及公民科

(一)修身及公民科は教育に關する勅語の趣旨に基いて、德性を涵養し、公共生活を完うするに足るべき性格を育成し、殊に我が國体の本義と立憲自治の精神とを体得せしむるを以て要旨とす

(二)修身及公民科に於ては道德の要領竝に日常生活に適切なる法制上、經濟上及社會上の事項を授け、尙子女にありては特に婦德の涵養に資すべき事項を加へるものとす

(三)修身及公民科を授けるには左の事項につき注意をなす

1 生徒の年齡、境遇及男女の特性を考慮して、其の實際生活に適切なる事項を授け、實踐躬行に導くこと

2 國民の記念すべき日、忠良賢哲の記念日及教訓に資すべき事件の生じたる時等に於ては、之に因みて適宜教訓をなすこと

3 時事問題を取扱ふ場合には、穩健中正を期し、之に對する正しき批判力を養ふことに力むること

四、普通學科

(一)普通學科は日常生活に須要なる普通の知識技能を增進し、且一般的教養を高めるを以て要旨とす

(二)普通學科に於ては國語及國史に關する事項を必ず授け、更に地理、數學、理科、音樂等に關する事項に就きて土地の情況に應じて適宜之を授く

(三)普通學科を授けるに左の事項に注意す

1 成るべく各事項を生活に關聯せしめ且各事項の綜合に留意して授ける

2 國語、國史、地理等に關する事項は特に修身及公民科との聯絡を保ち、我が國体、國民文化の特質及國勢を詳にし、進んで東西文化の發展と國際情勢とを知らしめ、國民精神を涵養することに留意して授ける

3 國語、數學、地理、理科等に關する事項は、特に職業科との聯絡を保ち、日常生活に適切ならしめることに留意して授ける

4 音樂に關する事項は高雅なる情操を養ひ、國民精神の涵養に資すべきものを選んで授ける

五、職業科

(一)職業科は職業に須要なる知識技能を修練せしめ、兼ねて職業生活の社會的意義を体得せしめるを以て要旨とす

(二)職業科に於ては農業、工業、商業、水產其の他の職業の中に就き土地の情況に適切なる事項を授く

(三)職業科を授けるには左の点に注意して授ける

1 特に修身及公民科との聯絡を保ち、職業を通じて德性を涵養することに留意すること

2 生徒の職業生活の實際に適切なる事項に留意して授けること

3 研究心を養ひ、工夫創作の力を陶冶することに留意すること

4 特に實驗實習を重んずること

5 努めて地方產業との聯絡を保つて、隨時見學等をなすこと

六、家事及裁縫科

(一)家事及裁縫科は家事及裁縫に關する知識技能を修練せしめ、兼ねて堅實なる家庭生活を營む能力を得せしめるを以て要旨とす

(二)家事及裁縫科に於ては家事、裁縫及手藝に就き、土地の狀況に應じて家庭生活の實際に適切なる事項を授げる

(三)家事及裁縫科を授けるには左の事項に注意す

1 家庭生活の整理と改善とに資することに留意して授けること

2 趣味の向上を圖り、工夫力を練り、節約、利用、清潔、整頓等の習慣を養ふことに力めること

3 特に實驗實習を重んすること

七、体操科

(一)体操科は身体を強健にし、其の動作を輕快敏捷ならしめ、容儀を整へ、剛毅快活の精神と規律を重んじ、協同を尚ぶ習慣とを養ふを以て要旨とす

(二)体操科に於ては体操、教練、競技及遊戯に就き適宜之を授ける

(三)体操科を授けるには左の事項に留意す

1 生徒の身体の發育狀況及男女の特性を考慮して授けること

2 職業等による固癖を矯正することに留意すること

八、教練科

(一)教練科は意志を練磨し、身体を鍛錬し、堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を尚ふ習慣とを養ふを以て要旨とす

(二)教練科に於ては教練及体操を授け、尚土地の情況に依づて適宜武道及競技を加へる

(三)教練科を授けるあたり左の諸點に注意す

1 生徒の身体の發育情況を考慮して授ける

2 職業等による固癖を矯正することに留意する

3 教練に於ては基本的事項の演練に力めること

三、指導の實際

一、學科教授は主として期節教授の際に課し、召集教授の際之が補充をなすと同時に實際生活との聯絡を密接ならしむ

二、實習教授は召集教授（學校召集、部落召集）の場合之を行ひ、家庭實習は時々巡廻指導をなす

三、召集教授

(一)學校召集

1 男子部

月二回以上召集をなし、修身及公民科、職業科、体操科、教練科を適宜課し、春秋二回以上行軍旅行を行ひ、農事視察を兼ねる

2 女子部

教期以外の月も專修科を開設してゐる關係上、別に召集せざるも通年制の如く登校するも

のあり　専修課目以外修身及公民科、普通學科、職業科目に就き指導をなす

(二)部落召集

男子部女子部を通じ各區事務所に召集、修身及公民科、職業科中特に農產製造、農家經營實習、道路奉仕、神社奉仕等につき指導をなす

四、巡廻指導

家庭實習の指導を主とし、其他農業方面の全般に亘り指導をなす　家庭實習地の指定作物は水稻大小麥、蔬菜等とし、生徒の希望により此の外の作物を栽培せしむることもあり、女子にありては蠶の二蛾育を行はしめ、飼育中巡廻指導をなすと同時に家庭作業の方法等も指導する

五、生活指導

日常生活に必要なる事項に就き、あらゆる機會を促へ生徒の業務上、生活上の擬義を質し指導をなす

四、教授施設

一、教授要目の制定

各科教授要旨及注意等を基礎として、要目の制定をなし教授に遺憾なき樣努む

二、召集巡廻指導

三、生徒の宿泊訓練

一夜講習の如く、生徒を宿泊せしめ團体生活、規律的生活をなし、教授訓練特に奉仕、勞作体驗等をなし生活訓練を行ふ

四、講話及講習會

學校長又は名士を招聘して回數はなるべく開き生徒の修養、研究を圖る

五、品評會、展覽會の開催及參加

(一)農產物品評會

町農會、郡農會其の他の團体により開催せられる品評會に生徒により耕作又は飼育せし產物を出品せしむ

(二)展覽會開催

年一回男子は竹細工、藁細工、木工品等、女子は裁縫作品、手藝品等の展覽會を施行斯道の奬勵を行ふ

六、學藝發表會

青年團、女子青年團と合同敬老會を兼ね老人の慰安と學藝の發表練習をなさしむ

七、座談會開催

農村に於て研究さるべき問題を中心として、部落別に行ひ、地方篤農家の參加を請ひ、學校長、專任其の他職員指導にあたる

五、訓育施設

一、役員自治制度の實施

(一)學校役員

各學級、級長、副級長の選擧任命

教練の場合、班長、副班長の任命
(二)部落役員
通學班長、副班長の任命
二、表彰制度の實施
(一)個人的のもの
優等賞　學業操行超衆なるもの
特別賞　特別善行をなしたるもの
努力賞　特に努力し成績顯著なるもの
皆勤賞　授業日に皆勤なるもの
精勤賞　精勤なるもの
實習賞　家庭實習地の經營特に優秀なるもの
(二)團体的のもの
各組毎に出席歩合、就學歩合等を調査し等級を發表、成績優秀なる區に賞狀賞品を與ふ
三、勞作体驗
1 各區別、桑園の共同中耕
2 神社奉仕、境内參道の除草、清掃
3 道路奉仕、道路橋梁の修繕、清掃
4 學校奉仕、設備の修繕、清掃
5 公衆利便の奉仕、各區事務所、敷地、各區共同土地、建物等に對する奉仕
四、貯金の奬勵

(一)男　子　部
旅行貯金、金十錢以上、教練日毎に行ひ見學旅行費積立
(二)女　子　部
月一回以上修養研究費にあてるための貯金を行はしむ

六、養護施設

一、武道の奬勵
男子は柔道部、劍道部何れかに入部練習をなし、寒稽古、土用稽古を行ひ身心の鍛練をなす
二、運動會、陸上競技會、水泳大會參加
運動會は小學校と合同施行
陸上競技及水泳は青年團と合同練習し、各種團体主催の競技會に參加す
三、修學旅行
强行軍にて春秋二回以上行ふ
四、衞生講話、映畫、同展覽會等聽講、參觀衞生上知識の向上を圖る
五、身体檢査の施行
自己の身体の發育狀態を知り、体位を向上せしむる樣企圖せしむ

七、就學出席督勵に關する施設

一、商議員の設置

町會議員を以て商議員となし、學校施設費豫算等圓滿協議、全面的支持を請ふ

二、教育振興會の活動

本町教育振興會員は多くは父兄母姉を以て組織せられ居るため、特に出席督勵、又は直接間接の援助を請ふ

三、青年團の督勵

制服費一着二圓五十錢宛補助　其の他役員の活動による

四、各區の區長、町有志の應援

事務所の便宜、父兄の說得等に應援す

五、生徒相互督勵

班長、副班長の統制による、出席歩合向上、就學の勸誘、各自の自覺と生徒同志の相互勸誘による成績向上を期す

八、各種團体との聯絡

一、男女青年との聯絡

生徒出席の督勵、運動會、競技會、學藝發表會等凡る行事を共同一体となりて行ふ

二、農會との聯絡

肥料、種苗の共同購入、農業に關する講習講話、映畫會、試驗栽培並に品評會等農會と提携其の實績を上くべく努む

三、軍人分會との聯絡

教練の指導、軍事講演會、防空等に關する事項につき分會の指導を仰ぎ、其の向上發展を期す

四、蠶糸學校との聯絡

農業の指導、教練の指導等は蠶糸學校の援助を仰ぎ時々兒學直接間接指導を受く

五、女學校と聯絡

家事及裁縫、其の他女子に關係ある學科につき指導を仰ぐ

六、產業組合との聯絡

產業組合知識を普及するため、見學等を請ひ、其の他雜誌の講讀を勵め、共存共榮の精神を理解せしむ